

大田原市地域 ICT 総合推進計画

平成 25～28 年度



平成 25 年 8 月

大田原市

ごあいさつ



近年の情報通信技術（ＩＣＴ：Information and Communication Technology）の進展は目覚ましいものがあり、私たちの生活においてもスマートフォンやタブレット型端末など、新たな情報通信機器の普及が進んでいます。

また、これまでの広報紙やホームページに加え、新たな情報伝達手段としてFacebookやTwitterなどの利用が拡大し、コミュニケーション手段の一つとして確立されております。

行政分野においても、これらの技術を活用したサービスに対する期待はますます高まっており、より一層の市民サービスの向上や行政事務の効率化など、情報化の推進に取り組むことが重要な課題となってきました。加えて、平成23年3月に発生した東日本大震災を教訓として、災害に強い情報基盤の構築などの検討も急務となっております。

このような中、本計画は上位計画である「新大田原レインボープラン」における基本政策を実現するため、「市民サービス向上と地域活性化の推進」と「電子自治体の推進」の2つの視点から31の事業を設定し、推進することといたしました。

最後に、本計画の策定にあたり、アンケート調査やヒアリング調査にご協力いただきました市民及び関係団体の皆様に心からお礼を申し上げます。

平成25年8月

大田原市長 津久井 富雄

目 次

第1章 計画策定の趣旨	1
1. 地域ICT総合推進計画について	2
2. 策定の趣旨	2
3. 計画の位置づけ	3
4. 計画の期間	3
第2章 情報化の現状	4
1. 国・県の動向	5
(1) 国の動向	5
(2) 県の動向	6
2. 情報通信基盤の動向	7
(1) 主な情報通信機器の普及状況	7
(2) インターネットの利用状況	8
(3) インターネットの利用目的	8
(4) ソーシャルメディアの利用目的	9
(5) クラウドコンピューティング技術の活用状況	10
(6) 社会保障・税番号制度の動向	12
3. 本市における情報化の現状	14
(1) 本市における情報化の取組	14
(2) 市民アンケート調査の結果	15
(3) 市職員と関係団体に対するヒアリング・アンケート調査の結果	26
4. 今後の課題	29
(1) 市民サービス向上と地域活性化の推進に向けた課題	29
(2) 電子自治体の推進に向けた課題	30

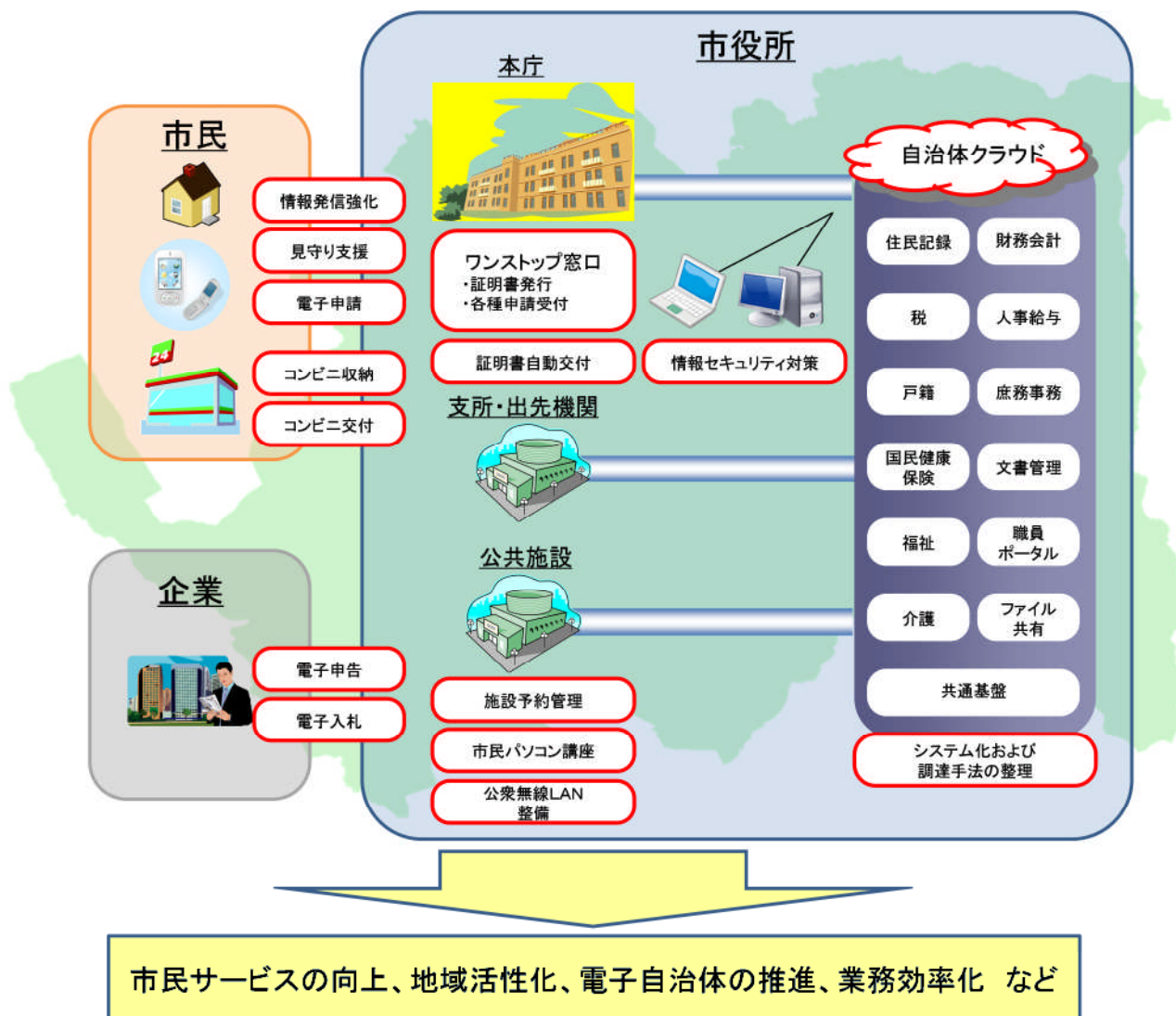
第3章 ICT総合推進施策	31
1. 施策と重点テーマ	32
(1) 施策の体系	32
(2) 重点テーマ	32
2. 施策の体系図	33
3. 具体的な取組内容	35
(1) 市民サービス向上と地域活性化の推進	35
(2) 電子自治体の推進	43
第4章 計画の推進	52
1. 推進体制	53
2. 計画の進捗状況の管理	53
第5章 資料編	54
1. 大田原市情報化推進委員会設置要領	55
2. 用語解説	57

第1章 計画策定の趣旨

1. 地域 I C T 総合推進計画について

地域 I C T 総合推進計画とは、日々進展する情報通信技術（以下、I C T※という。）を活用して地域情報化を推進し、市民サービスの向上や地域活性化、自治体の業務効率化などを図るための計画です。

図表 1-1：地域 I C T 総合推進計画のイメージ



大田原市（以下、本市という。）においても、市民サービスの向上や地域活性化などに取り組み、将来的には、地域・産業（地域コミュニティ活動支援、産業振興など）、福祉（高齢者の見守り支援など）、健康・医療（健康増進、医療機関の連携など）、教育（自宅学習の支援など）等の幅広い分野での I C T の活用を進めることを目指しています。

2. 策定の趣旨

近年、I C T は目覚ましく進展しています。光回線などのブロードバンド※回線の普及や携帯電話などで利用されるモバイル通信環境の高速化が進むとともに、新たな情報通信機器としてスマートフォン※・タブレット型端末※が普及し、屋内外を問わず、いつでもどこでもパソコンと同等の機能でインター

ネットの利用ができる環境が整備されつつあります。インターネットの普及とその活用の幅の広がり、市民生活にも大きな影響を与え、市民ニーズが多様化しています。

また、Facebook[※]やTwitter[※]といったSNS[※]の利用が広まり、情報伝達手段・コミュニケーション手段の一つとして確立されています。

本市においては、行政情報基盤として地理情報システム[※]（以下、GISという。）の導入が完了し、庁内での活用が始まっています。また、地域の情報格差解消のために、移動通信用鉄塔施設の整備や光回線によるインターネットアクセス網の整備など、情報通信基盤の整備を推進してきました。今後は、それらをどのように市民サービス向上や地域の活性化へ有効的に結び付けていくかが課題となります。

内閣府は平成22年5月に「新たな情報通信技術戦略」を発表し、「国民本位の電子行政の実現」を掲げ、コンビニエンスストアでの各種証明書の発行や社会保障・税番号制度（通称：マイナンバー制度）の導入（平成25年5月法成立、平成28年1月実施。）など、ICTを活用した国民向けサービスの拡大を目指しています。さらに、ICTの新たな利用形態としてクラウドコンピューティング[※]の活用を推進し、住民サービスの向上や情報システムにかかる経費の削減、災害発生時の事業継続性の確保を目指しています。

そこで、国の戦略・指針や県の動向、本市の現状を踏まえ、地域情報化を総合的かつ計画的に推進し、市民サービスの向上や地域活性化を実現するために、「大田原市地域ICT総合推進計画」（以下、本計画という。）を策定します。

3. 計画の位置づけ

本市総合計画「新大田原レインボープラン」後期基本計画においては、7つの基本政策に40の施策を掲げています。本計画は、その中の基本政策7「健全な自治体経営のまちへ」の「地域情報化の推進」を実現するための個別計画として策定するものです。

4. 計画の期間

本計画は、後期基本計画の最終年度（平成28年度）に合わせて、平成25～28年度の4年間を計画期間とします。ただし、社会経済情勢やICTの進展、財政状況に柔軟に対応するため計画を変更することがあります。

第2章 情報化の現状

1. 国・県の動向

(1) 国の動向

内閣府に設置された「高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部（IT総合戦略本部）」は、「国民本位の電子行政の実現」、「地域の絆の再生」、「新市場の創出と国際展開」を3つの柱として、平成22年5月に「新たな情報通信技術戦略」を策定しました。

「国民本位の電子行政の実現」では、国と地方自治体が連携し、コンビニエンスストアなどに設置された行政キオスク端末で証明書等の発行を可能にすることなどを施策として掲げています。

具体的な施策は以下の通りです。

図表 2-1：「国民本位の電子行政の実現」の目標と重点施策

目標	
➤ 2020年までに国民が、自宅やオフィス等の行政窓口以外の場所において、国民生活に密接に関係する主要な申請手続や証明書入手を、必要に応じ、週7日24時間、ワンストップで行えるようにする。この一環として、2013年までに、コンビニエンスストア、行政機関、郵便局等に設置された行政キオスク端末を通して、国民の50%以上が、サービスを利用することを可能とする。 ➤ 2013年までに政府において、また、2020年までに50%以上の地方自治体において、国民が行政を監視し、自己に関する情報をコントロールできる公平で利便性が高い電子行政を、無駄を省き効率的に実現することにより、国民が、行政の見える化や行政刷新を実感できるようにする。 ➤ 2013年までに、個人情報の保護に配慮した上で、2次利用可能な形で行政情報を公開し、原則としてすべてインターネットで容易に入手することを可能にし、国民がオープンガバメントを実感できるようにする。	
重点施策	
(1) 情報通信技術を活用した行政刷新と見える化	① 行政サービスの中で、利用頻度が高く、週7日24時間入手できることによる国民の便益が高いサービス(例:住民票、印鑑証明、戸籍謄抄本等の各種証明書の入手等)を特定し、それらをオンライン又は民間との連携も含めてオフライン(例:行政キオスク端末)で利用できるようにする。
	② 社会保障の安心を高め、税と一体的に運用すべく、電子行政の共通基盤として、官民サービスに汎用可能ないわゆる国民ID制度の整備を行うとともに、自己に関する情報の活用については、政府及び自治体において、本人が監視・コントロールできる制度及びシステムを整備する。
	③ 電子行政推進の実質的な権能を有する司令塔として政府CIOを設置し、行政刷新と連携して行政の効率化を推進する。その前提として、これまでの政府による情報通信技術投資の費用対効果を総括し、教訓を整理する。その教訓に基づき、上記施策を含め、電子行政の推進に際しては、費用対効果が高い領域について集中的に業務の見直し(行政刷新)を行った上で、共通の情報通信技術基盤の整備を行う。クラウドコンピューティング等の活用や企業コードの連携等についても、その一環として行う。
(2) オープンガバメント等の確立	① 行政が保有する情報を2次利用可能な形で公開して、原則としてすべてインターネットで容易に入手できるようにするなど、行政が保有する情報の公開を積極的に推進する。
	② 行政が保有する統計・調査などの情報について、回答者の個人情報を保護する観点から、個人が特定できない形に情報の集約化・匿名化を行い、それらを原則としてすべて2次利用可能な形でインターネットで容易に入手し、活用できるようにすることにより、新事業の創出を促進する。

平成２３年３月に発生した東日本大震災では、ＩＣＴが社会基盤として震災発生時やその後の復旧において重要な役割を果たしました。特に、携帯電話基地局や通信回線等の通信インフラが大きな被害を受け、固定電話や携帯電話などの従来の通信手段が機能しなかった事例が多く発生する中、ＳＮＳなど、インターネットを活用したサービスが有効に機能しました。

この経験を踏まえ、平成２４年６月に発表された「ＩＴ防災ライフライン構築のための基本方針及びアクションプラン」では、ＳＮＳの有効性に言及し、インターネットをはじめとする様々なメディアを活用した情報提供を推進するなど、住民の情報入手ルートの多様化を図ることが明記されました。

また、災害発生時の情報を収集・伝達・公開する方法としてＧＩＳの活用や、行政情報のバックアップ手段としてクラウドコンピューティング技術の活用を示しています。

一方、総務省では、自治体の重要業務を継続的に実施するとともに、地域住民に対して適切かつ迅速なサービスの提供が行われることを目的として「災害に強い電子自治体に関する研究会」を立ち上げ、業務継続及びサービス提供の観点から、地域における災害発生時のＩＣＴの利活用に関して検討しています。

（２） 県の動向

栃木県では、国の戦略や指針に基づき「とちぎＩＣＴ推進プラン」（平成２３年３月）を策定し、地域の情報化に取り組んでいます。

「とちぎＩＣＴ推進プラン」では、県民誰もがＩＣＴを身近に感じ、活用する環境づくりのため、「ＩＣＴによる県民のくらしの質の飛躍的な向上」を目標に掲げ、「ＩＣＴを活用した県民の利便性の向上」、「ＩＣＴを活用した行政コストの縮減・質の向上」を目指して計画を推進しています。

「ＩＣＴを活用した県民の利便性の向上」については、「保健・医療・福祉の情報化」や「多様化する県民ニーズへの対応」等の施策を展開し、「県ホームページの充実」や「新たな広報媒体の活用」、「地上デジタルテレビデータ放送」などの取組を推進しています。

「ＩＣＴを活用した行政コストの縮減・質の向上」については、行政運営の効率化を目指した電子自治体の推進を図るとともに、その推進にあたっては「安全対策」、「グリーンＩＣＴ※」、「市町村との連携」を基本姿勢として掲げています。

それぞれの基本姿勢について、以下のような取組を推進しています。

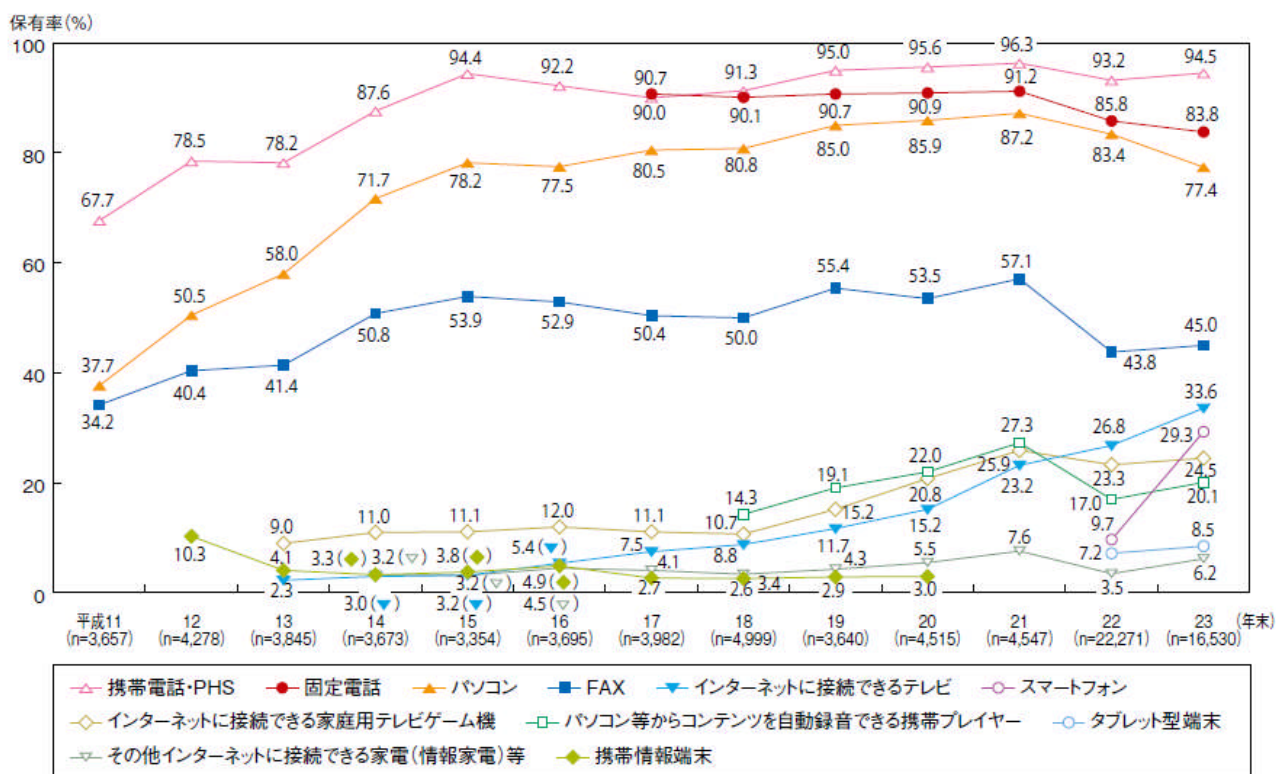
- ・ 安全対策：情報セキュリティポリシー等に基づく情報セキュリティ対策の強化、個人情報の取り扱いへの取組
- ・ グリーンＩＣＴ：クラウドコンピューティング技術や仮想化技術※を使った機器の削減
- ・ 市町村との連携：総合行政ネットワークの活用、自治体クラウドの導入に向けた検討

2. 情報通信基盤の動向

(1) 主な情報通信機器の普及状況

総務省の「平成24年版情報通信白書」では、平成23年末の情報通信機器の世帯保有率は、「携帯電話・PHS」が94.5%、「パソコン」が77.4%となっています。また、「携帯電話・PHS」の内数である「スマートフォン」は29.3%（前年比19.6ポイント増）となっており、急速に普及が進んでいます。

図表 2-2：情報通信端末の世帯保有率の推移



【出典】総務省 平成24年版情報通信白書

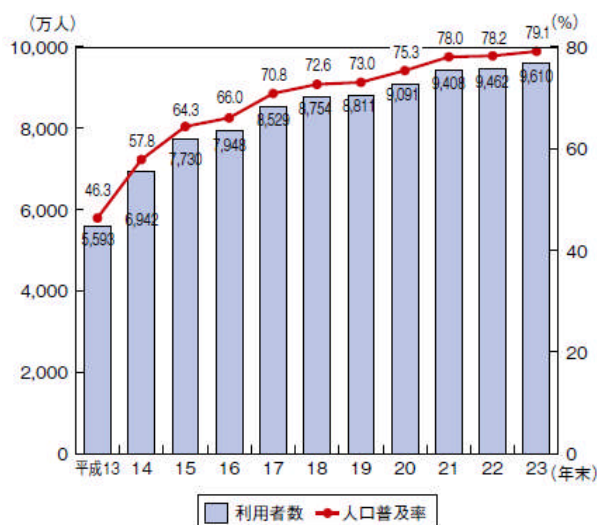
(2) インターネットの利用状況

平成23年末のインターネット利用者数は9,610万人（前年比148万人増）に上り、人口に対する普及率は79.1%（前年比0.9ポイント増）となっています。

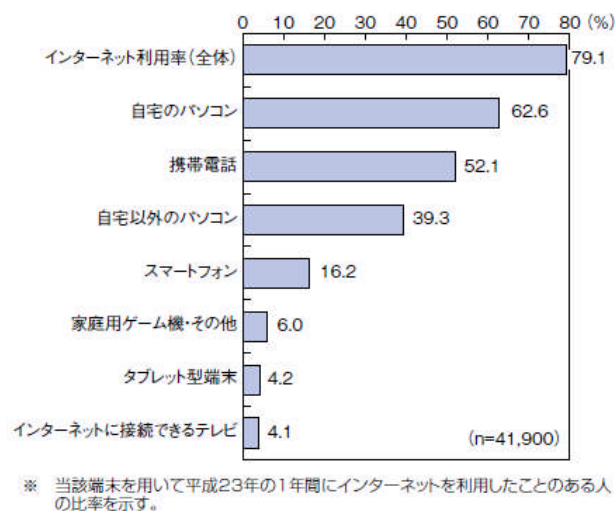
普及率の経年変化をみると平成13年から平成14年にかけては10ポイント以上の増加となっていますが、それ以降は緩やかな増加となり、平成22年から平成23年にかけての増加割合は0.9ポイントとなっています。今後も緩やかな増加傾向が続くと考えられます。

インターネットの利用端末は、「自宅のパソコン」が62.6%と最も多く、次いで「携帯電話」（52.1%）、「自宅以外のパソコン」（39.3%）、「スマートフォン」（16.2%）となっています。

図表 2-3：インターネットの利用者数及び人口普及率の推移



図表 2-4：インターネット利用端末の種類

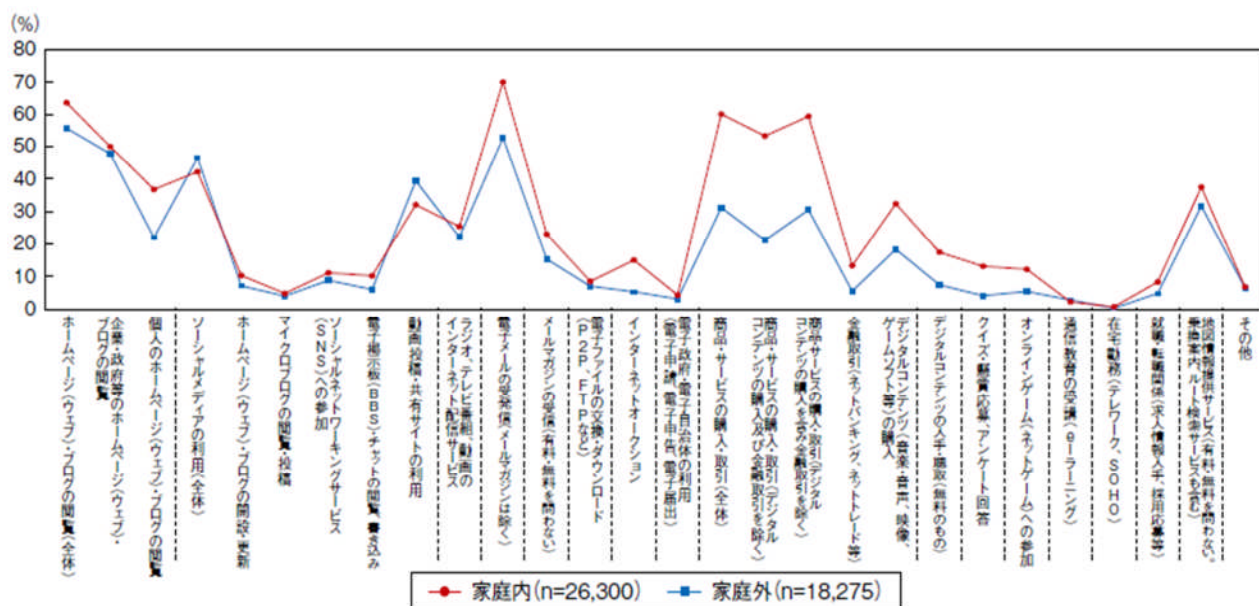


【出典】総務省 平成24年版情報通信白書

(3) インターネットの利用目的

家庭内からのインターネットの利用目的は、「電子メールの受発信」が最も多く70.1%となっています。次いで「ホームページ・ブログの閲覧」（63.6%）、「商品サービスの購入・取引」（60.1%）となっています。

図表 2-5：家庭内・家庭外からのインターネット利用の機能・サービス（個人）

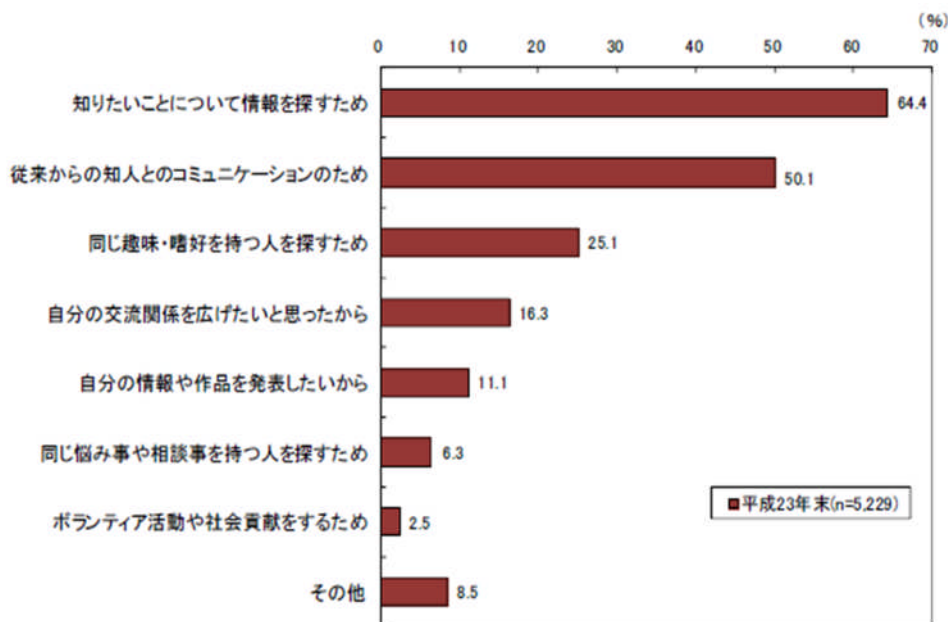


【出典】総務省 平成24年版情報通信白書

(4) ソーシャルメディアの利用目的

ブログやSNSなどのソーシャルメディア※の利用目的は「知りたいことについて情報を探すため」が64.4%と最も多く、次いで「従来からの知人とのコミュニケーションのため」が50.1%となっており、コミュニケーション手段の一つとしてもソーシャルメディアが利用されていることがわかります。

図表 2-6：ソーシャルメディアを利用する目的



※対象は、6歳以上の「ホームページ(ウェブ)・ブログの開設・更新」、「マイクロブログの閲覧・投稿」、「ソーシャルネットワークサービス(SNS)への参加」、「電子掲示板(BBS)・チャットの閲覧・書き込み」、「動画投稿・共有サイトの利用」の利用者

【出典】総務省 平成24年版情報通信白書

(5) クラウドコンピューティング技術の活用状況

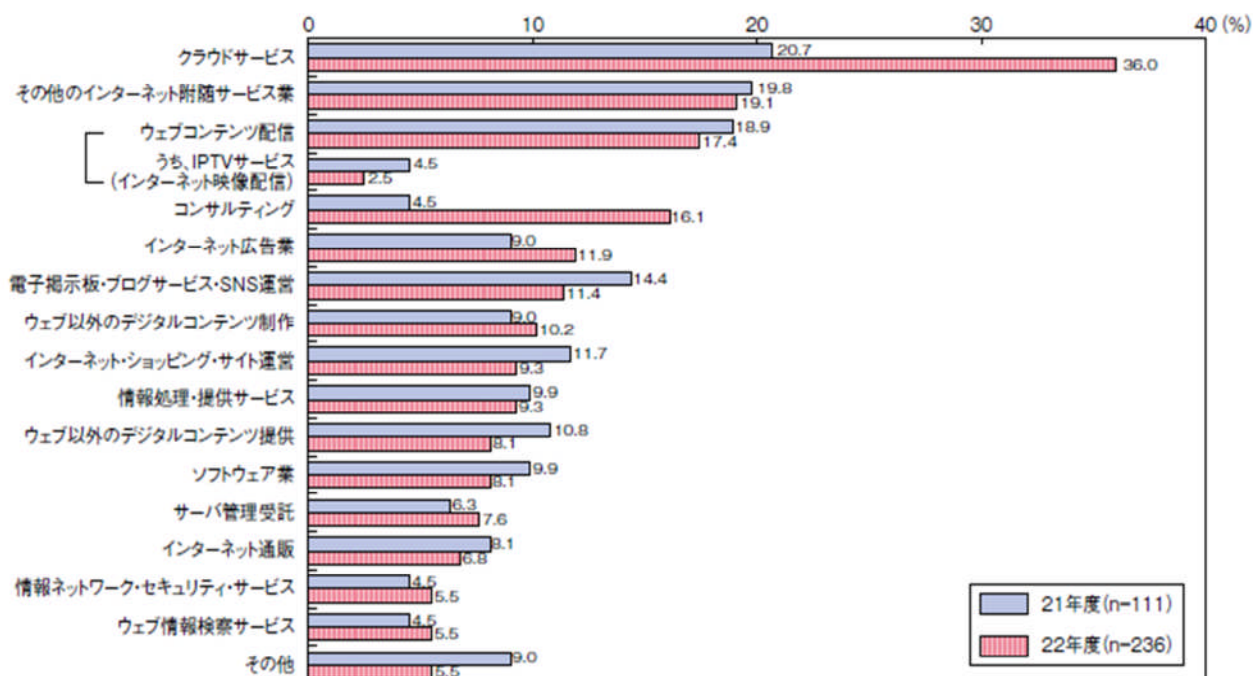
① クラウドコンピューティング技術

クラウドコンピューティング技術とは、インターネット上のサーバが提供するサービス（アプリケーションなど）を、ネットワークを経由して利用するための仕組みです。利用者はサーバを意識することなく、ネットワーク環境さえ整えば「どこからでも、必要な時に、必要な機能だけ」利用することができます。

アプリケーションやデータ等は、サービス事業者のデータセンター※に設置されているサーバに保存されているため、パソコンが故障しても別のパソコンを準備することで同じアプリケーションとデータをそのまま利用することができます。

また、多数の利用者を想定しているため低コストで利用できます。そのため、サービスの利用が拡大しつつあり、多くの民間企業でも新規事業としてクラウドサービスへの展開を検討しています。

図表 2-7：今後新たに展開したいと考えている事業分野の状況（上位）（複数回答）



※ 回答に今後新たに展開したいと考えている事業があった企業数で除した数値である。

【出典】総務省 平成24年版情報通信白書

② 自治体におけるクラウドコンピューティング技術の活用（自治体クラウド）

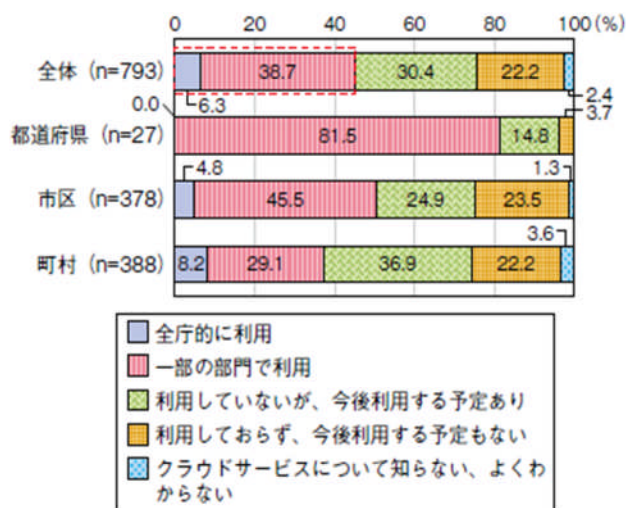
自治体クラウドは、クラウドコンピューティング技術を活用して自治体の情報システムの集約と共同利用を進め、情報システムにかかるコストの削減や住民サービスの向上等を図るものです。加えて、堅牢な外部のデータセンターを活用することで、災害・事故等発生時の業務継続性を確保することが期待できます。

東日本大震災で被災した自治体においては、庁舎が損壊するなどにより保有する情報システムやデータが喪失し、住民サービスの再開までにかかなりの日数を要しました。そのため、復興庁の東日本大震災復興対策本部では「東日本大震災からの復興の基本方針」（平成23年7月）に、自治体をはじめ幅広い分野でクラウドサービスの導入を推進することを盛り込みました。

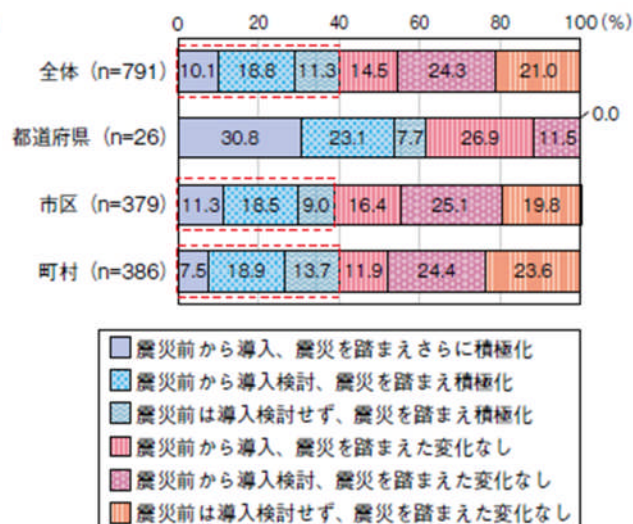
すでに自治体クラウドは多くの自治体で利用が進んでおり、震災後はその動きがより積極化しています。

なお、自治体クラウドには大きく分けて「SaaS型」、「共同利用型」、「個別利用型」の3つの利用形態があり、それぞれの特徴を踏まえて導入を検討する必要があります。

図表 2-8：クラウドサービスの利用状況



図表 2-9：クラウドサービスの導入・検討状況

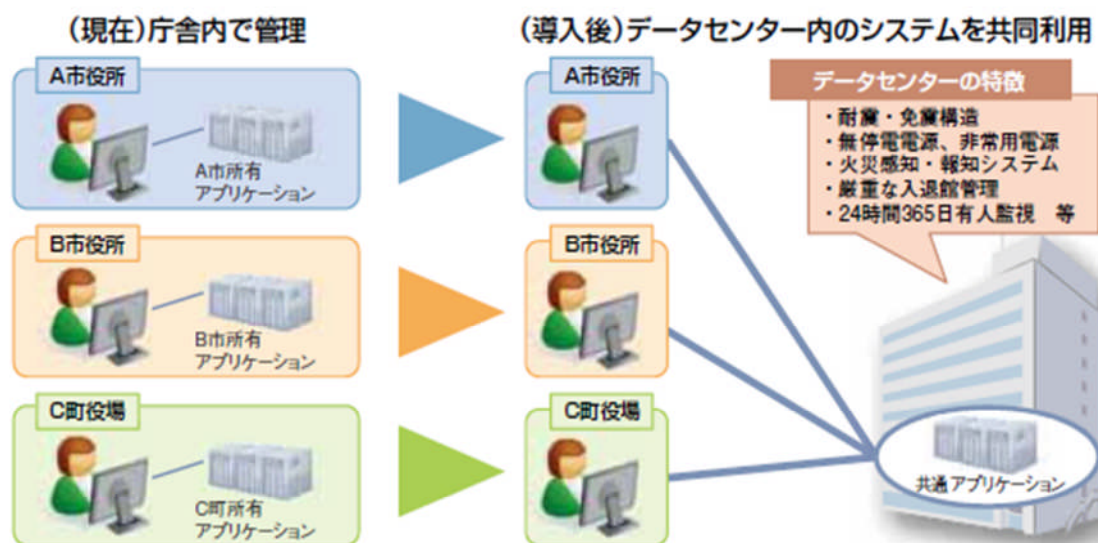


【出典】総務省 平成24年版情報通信白書

図表 2-10：自治体クラウドの利用形態

利用形態	特徴
SaaS型	民間業者が提供する自治体向けのクラウドサービスを利用する形態です。多数の利用者を想定しているため低コストで利用可能ですが、カスタマイズ※の自由度は低く、現在の市民サービスが維持できない可能性があります。
共同利用型	複数の自治体が共同のクラウドサービスを利用する形態であり、データセンターに共同で利用する情報システムを構築します。複数の自治体で構築、利用するため、低コストで利用が可能です。カスタマイズについても、参加団体間で調整可能であるため、現在の市民サービスを維持することが可能です。
個別利用型	情報システムを共同利用することは前提とせず、データセンターに自団体向けのシステム環境を構築します。単独で構築・利用するためコストは高くなりますが、現在の市民サービスを維持することが可能です。

図表 2-11：共同利用型自治体クラウドの導入イメージ



【出典】総務省 平成24年版情報通信白書

（６） 社会保障・税番号制度の動向

① 社会保障・税番号制度の概要

平成25年5月に「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（通称：番号法案）」が成立しました。社会保障・税番号制度では、国民一人ひとりに個人番号を割り当て、年金や雇用保険、医療保険などの社会保障関係の手続きや税務当局に提出する確定申告書等で使用します。平成27年秋に自治体から住民へ個人番号が通知され、平成28年1月から個人番号を活用した運用が始まります。

社会保障・税番号制度が開始されると国と自治体、自治体同士の相互の情報連携が可能となり、申請や申告等の手続きの際に必要な書類（納税証明書等）の提出が省略できるなど、行政手続きが効率化されます。

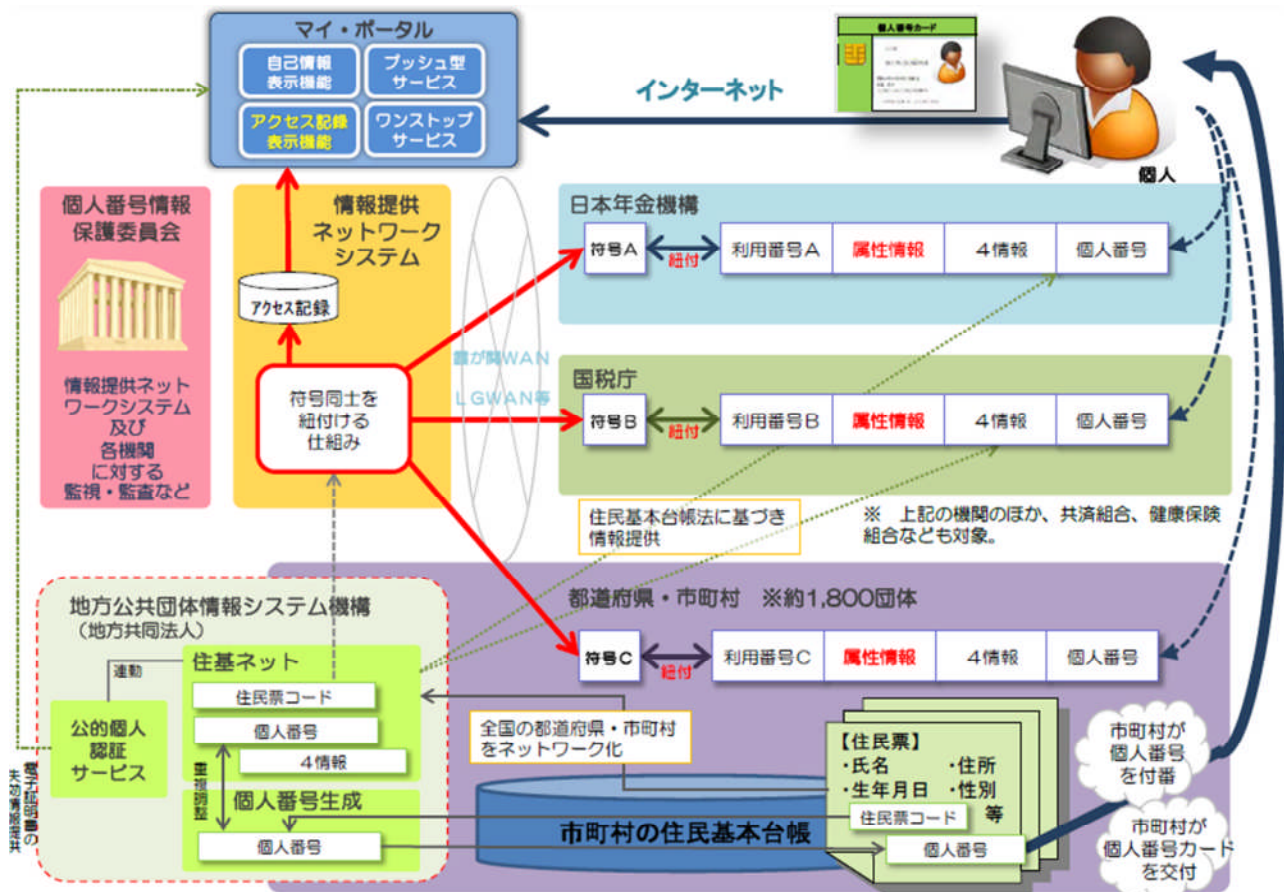
さらに、国民一人ひとりにマイ・ポータルと呼ばれるポータルサイト※が提供され、個人番号の利用状況や年金・保険の納付状況などが確認できるようになる予定です。また、世帯状況等にあわせて必要な情報（たとえば、子育て世帯への予防接種や健診の情報）が、マイ・ポータルを通じて提供されます。

② 社会保障・税番号制度に向けた自治体の取組

社会保障・税番号制度の開始によって、市民サービスの向上や業務の効率化が期待できますが、一方で自治体の業務も大きく変わるため、窓口業務など行政事務の業務フローを見直す必要があります。また、国や他の自治体と連携するために新たなシステム導入が必要となる場合もあり、情報システムへ与える影響も少なくありません。

平成28年1月の制度開始に向けて、業務フローの見直し等を実施するとともに、自治体クラウド等の最新技術を活用も考慮しながら、情報システムの導入に向けた準備も進める必要があります。

図表 2-12：番号制度のイメージ



【出典】総務省 平成24年度地方公共団体における番号制度の活用に関する研究会「マイナンバー法及びマイナンバー関連法案について（骨子）」

3. 本市における情報化の現状

(1) 本市における情報化の取組

本市では、平成14年に策定した情報化基本計画に基づき、情報化の推進及び情報セキュリティ確保のため「大田原市情報化推進委員会」を設置し、庁内情報化に向け取り組んできました。

また、平成17年の市町村合併に合わせて「地域イントラネット」を整備し、地域情報化にも向け取り組んできました。

① 庁内情報化の取組

本市では以前から、住民基本情報・税務情報・財務会計等の基幹業務に関する情報システムを活用し、住民サービスの向上を目標とした窓口業務等の効率化に取り組んできました。

平成14年の庁内LAN整備、及び1人1台パソコンの配備以降は、電子メール・スケジュール管理・掲示板等の機能を持ったグループウェア※をはじめ、多様な情報システムを導入し行政事務の効率化を図ってきました。また、平成21年には、部署間での情報共有を促進するためGISを導入し、活用を進めています。

情報システムの導入を進める一方で、「大田原市情報システム管理運営及び情報セキュリティに関する要綱」を策定し、ネットワークの安全性確保や個人情報の漏えい防止に努めています。

② 地域情報化の取組

平成17年の市町村合併に合わせて、時間的・地理的な枠を越えて行政サービスを提供するため、市役所を中心として学校・図書館・公民館等を結ぶ広域ネットワーク網の「地域イントラネット」を整備しました。

更に平成22年には、地域の情報格差を解消するため推進してきた、光回線によるインターネットアクセス網整備が完了し、市全域でブロードバンド回線によるインターネットの利用が可能になりました。また、携帯電話の不感地域における移動通信用鉄塔施設など、情報通信基盤の整備を推進してきました。

これらの情報通信基盤により、地域情報化の取組を進めています。これまで、インターネットを利用して図書館資料を検索・予約するための「図書館情報提供システム」、定点カメラによる河川監視を行いインターネットにより地域住民へ映像を配信するための「防災監視システム」、市議会本会議をリアルタイムで配信するための「議会中継システム」などを整備してきました。

情報発信に関する取組としては、防犯・防災情報の発信を目的とした「大田原市安全安心メール」を平成20年から配信しています。また、平成23年からは地上デジタルテレビのデータ放送により、防災情報・放射線量測定結果・休日夜間医療機関情報などを配信しております。様々な発信方法を利用することにより、情報提供の充実を目指しています。

（２） 市民アンケート調査の結果

本計画は、これまで整備してきた情報通信基盤を活用し、市民サービス向上や地域活性化を目指すものです。計画策定に当たり市民ニーズを反映するために、以下の通り市民アンケートを実施しました。

【調査の概要】

i) 調査期間

平成25年4月22日（月） ～ 平成25年5月10日（金）

ii) 調査対象

20歳以上の大田原市民2,000名（無作為抽出）

iii) 調査方法

郵送配布、郵送回収

iv) 有効回答数

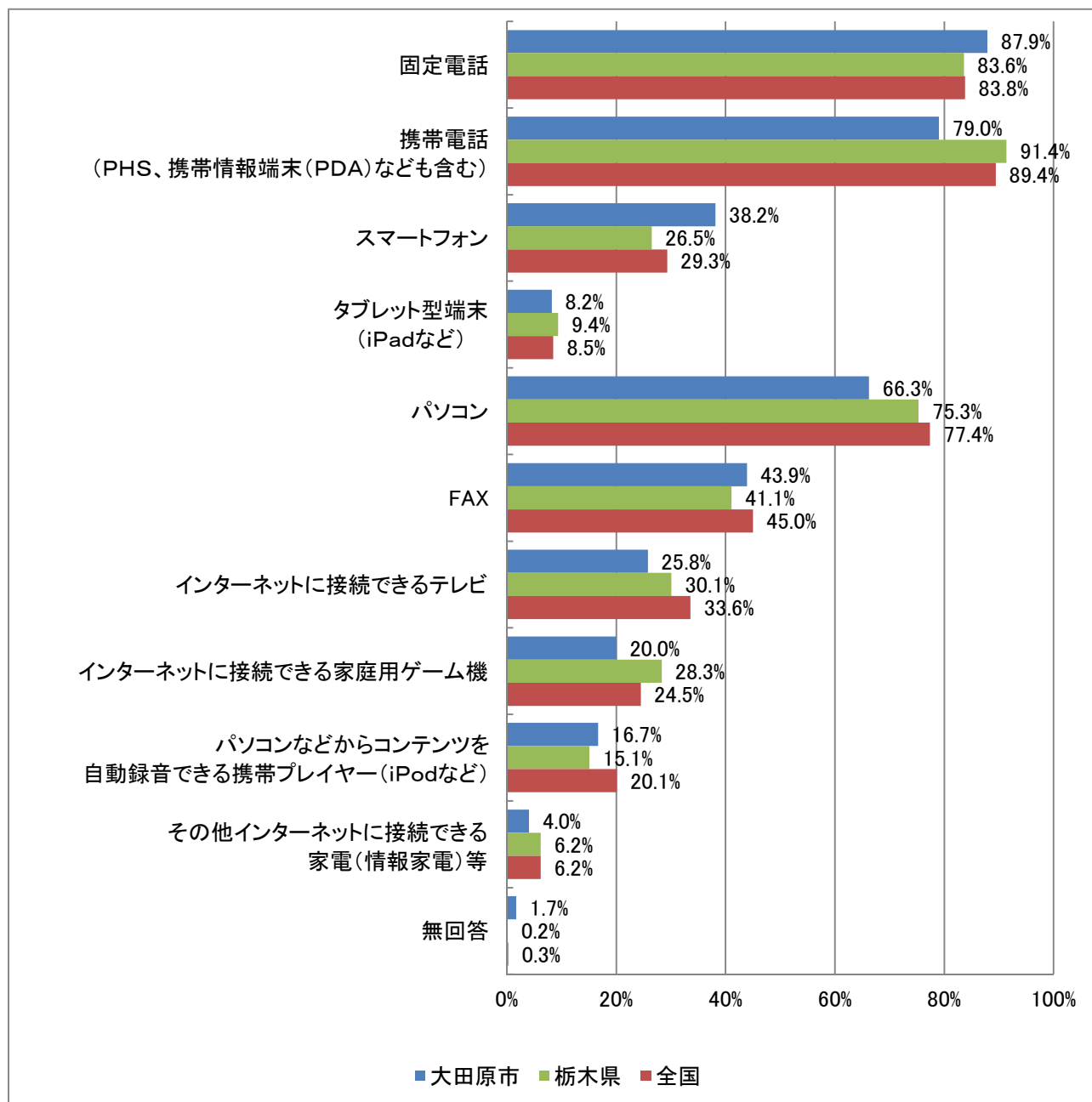
815件（回答率40.8%）

次ページから市民アンケートの主な設問について、分析結果を記載します。

① 情報通信機器の保有率

携帯電話の保有率は全国・栃木県と比較して低く、スマートフォンは全国や栃木県よりも高い状況ですが、本市と調査時期が異なることが要因の一つと考えられます。（全国・栃木県は平成 23 年末に調査を実施）

図表 2-13：情報通信機器の保有率（複数回答可）

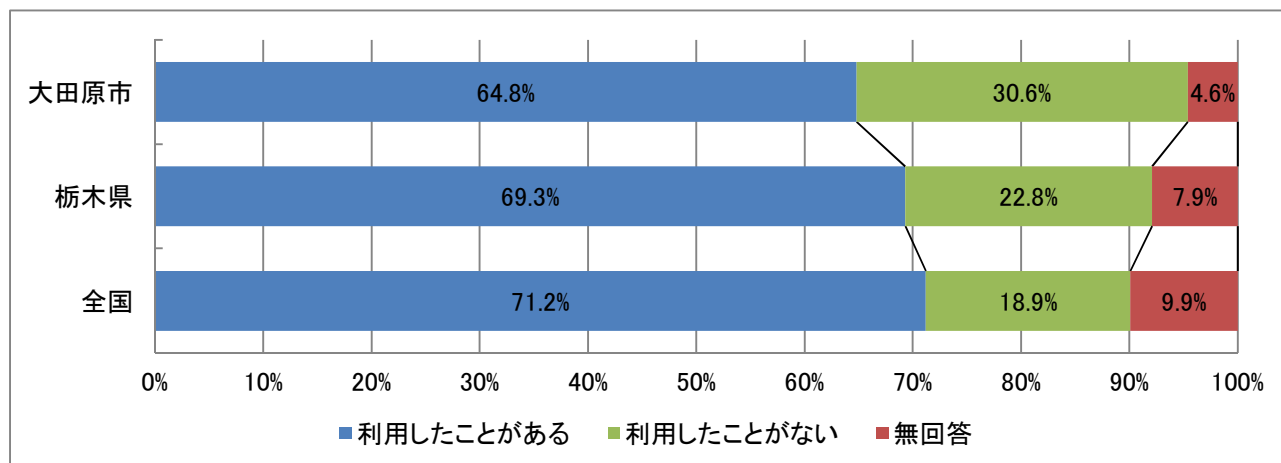


② インターネットの利用

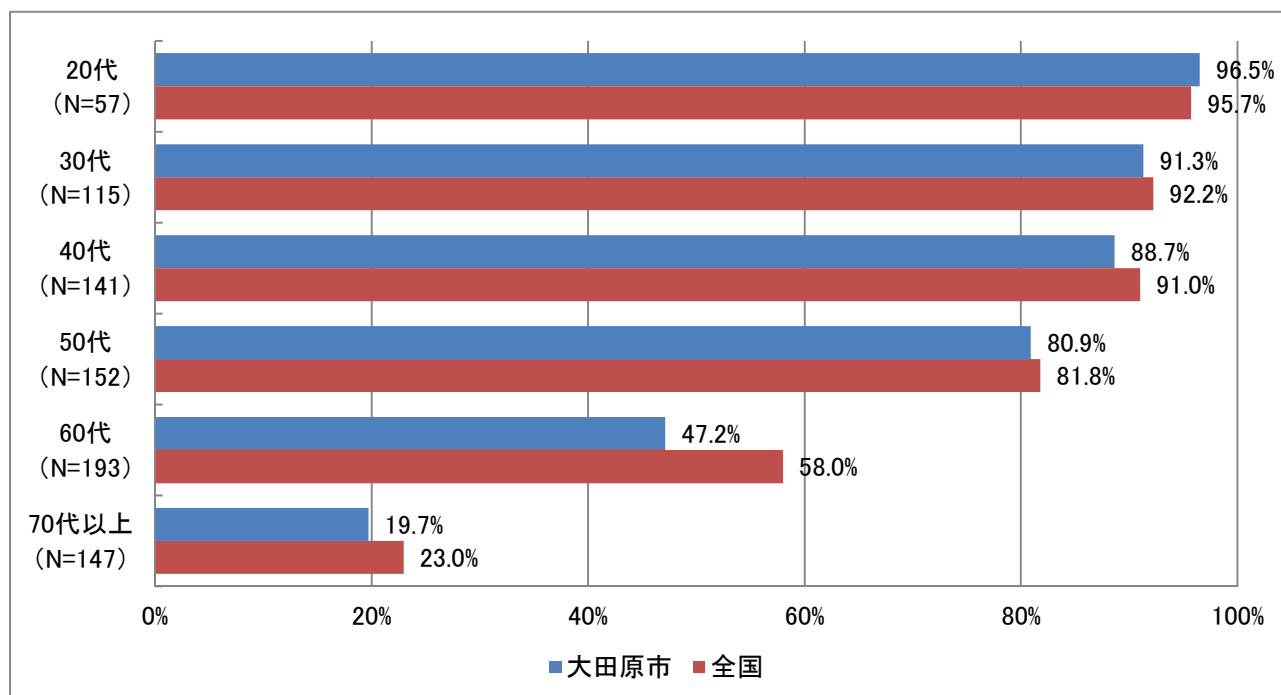
i) インターネットの利用状況

本市のインターネット利用率は、全国平均と比較すると 6.4 ポイント、栃木県と比較すると 4.5 ポイント下回っています。年代別では 50 代までは全国平均とほぼ同じ割合ですが 60 代以上で差が大きくなっています。

図表 2-14：インターネットの利用状況



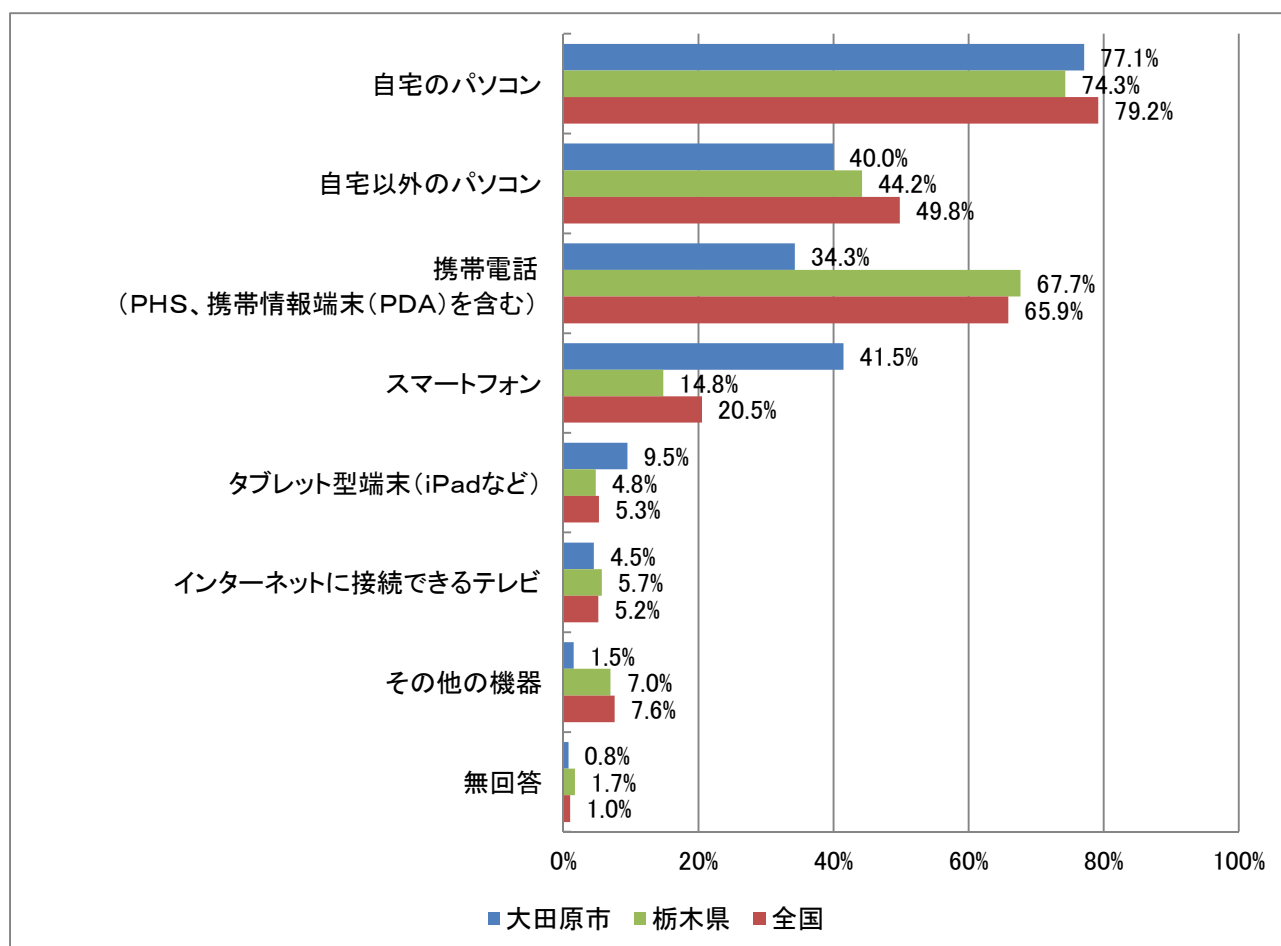
図表 2-15：インターネットの利用状況（年代別での全国との比較）



ii) インターネットの利用機器

インターネットの利用機器は、「自宅のパソコン」が77.1%と最も多く、次いでスマートフォンが41.5%を占めています。「携帯電話」でのインターネット利用率が全国平均や栃木県と比較すると30ポイント程度下回る一方で、「スマートフォン」は20ポイント程度上回っていますが、「①情報通信機器の保有率」と同様に、全国・栃木県と本市の調査時期が異なることが要因の一つと考えられます。

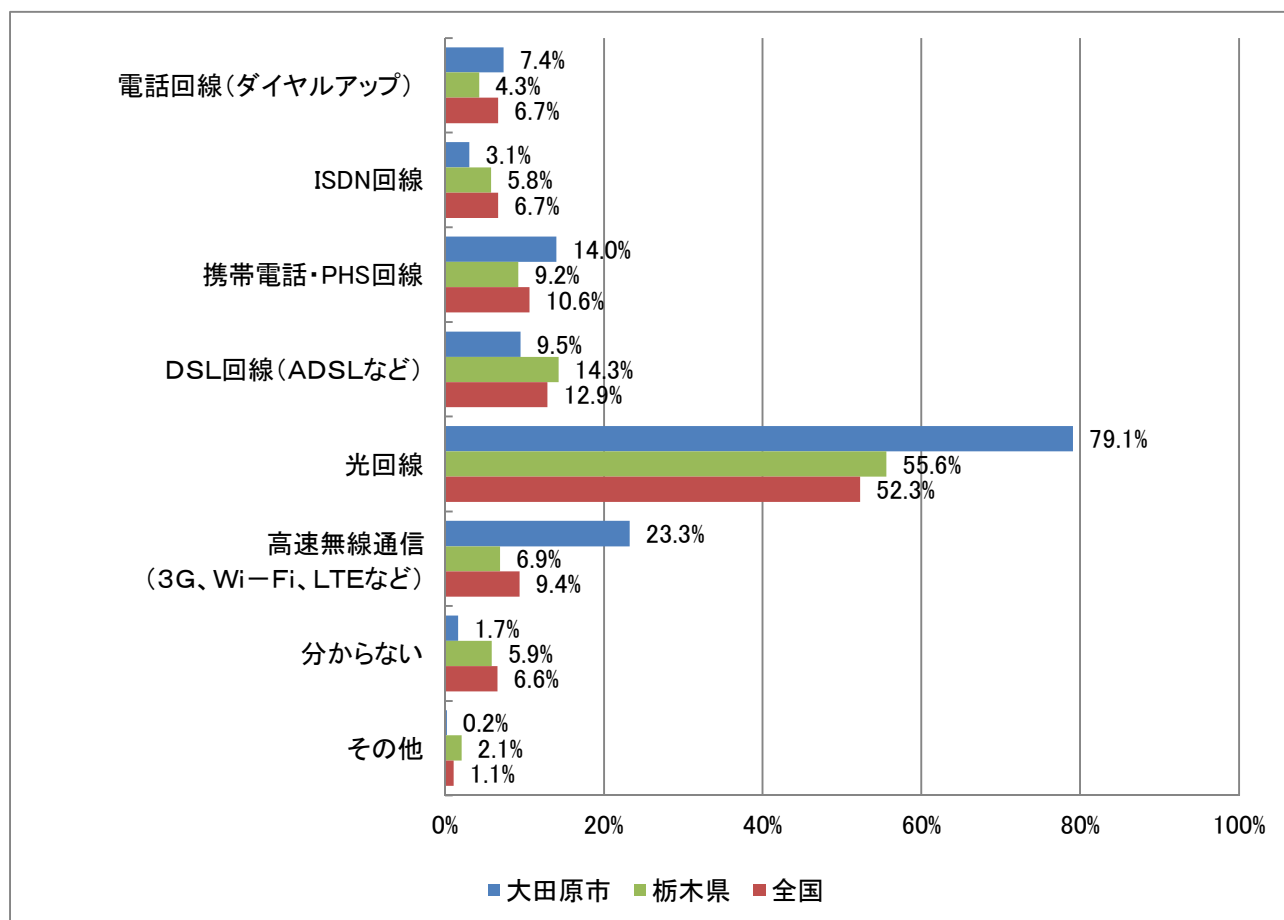
図表 2-16：インターネットの利用機器（複数回答可）



iii) インターネットの接続回線

インターネットの接続回線は、「光回線」が79.1%と最も多く、全国平均や栃木県と比較すると20ポイント以上上回っています。これは、本市が市内の光回線を整備し、全域で利用可能となっていることが要因と考えられます。

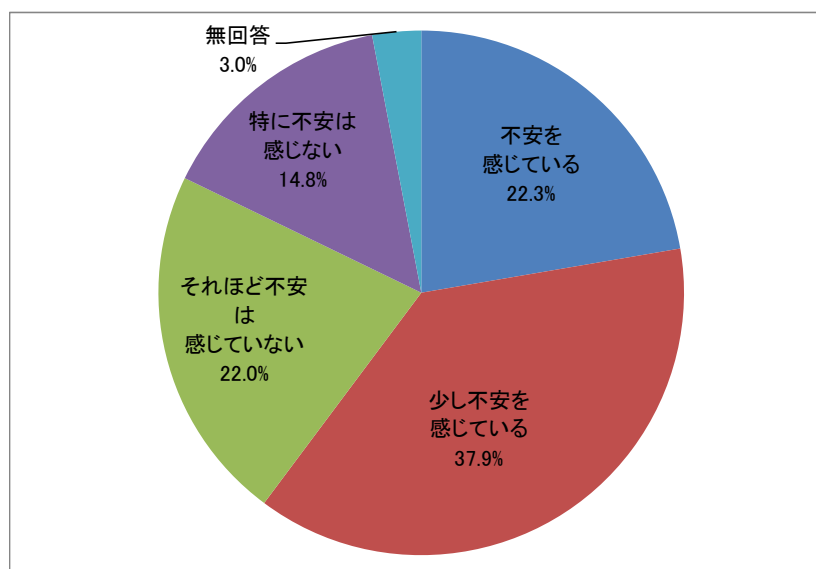
図表 2-17：インターネットの接続回線（複数回答可）



iv）インターネット利用への不安

インターネット利用に関する不安については、「不安を感じている」と「少し不安を感じている」をあわせると6割程度を占めており、多くの市民がインターネット利用に関して何らかの不安を感じています。

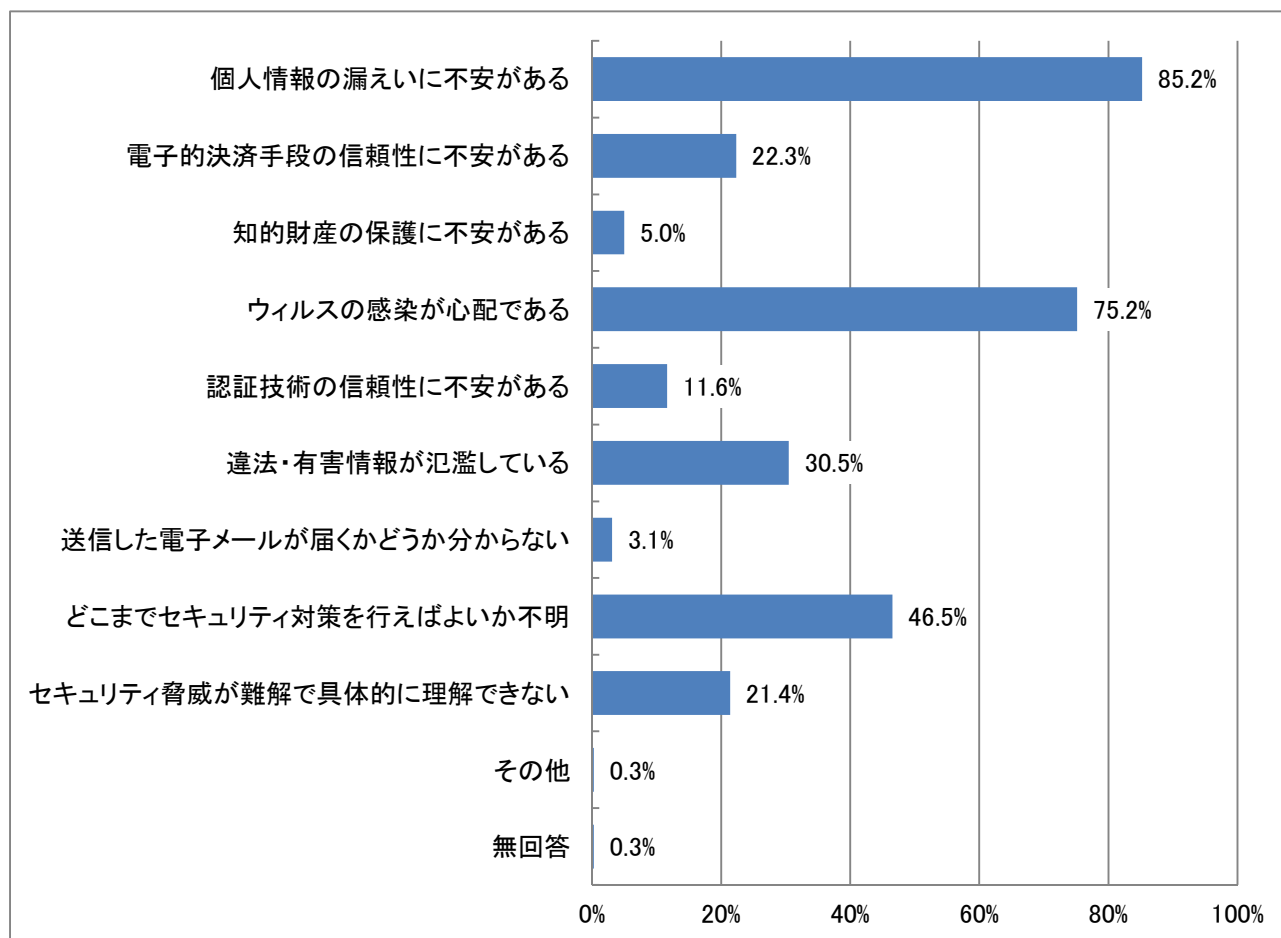
図表 2-18：インターネット利用に関する不安



Ⅴ インターネット利用での具体的な不安

iv) の質問に「不安を感じている」、「少し不安を感じている」と回答した人は、具体的に「個人情報の漏えいに不安がある」（８５．２％）、「ウィルスの感染が心配である」（７５．２％）などの不安を感じていました。また、「どこまでセキュリティ対策を行えばよいか不明」と回答した人も４６．５％を占めており、多くの市民がインターネットの利用に関して、個人情報の漏えいやウィルス感染などに不安を感じているものの、どのように対策をすれば良いのかわからない、という状況が浮き彫りになりました。

図表 2-19：インターネット利用に関する具体的な不安（複数回答可）

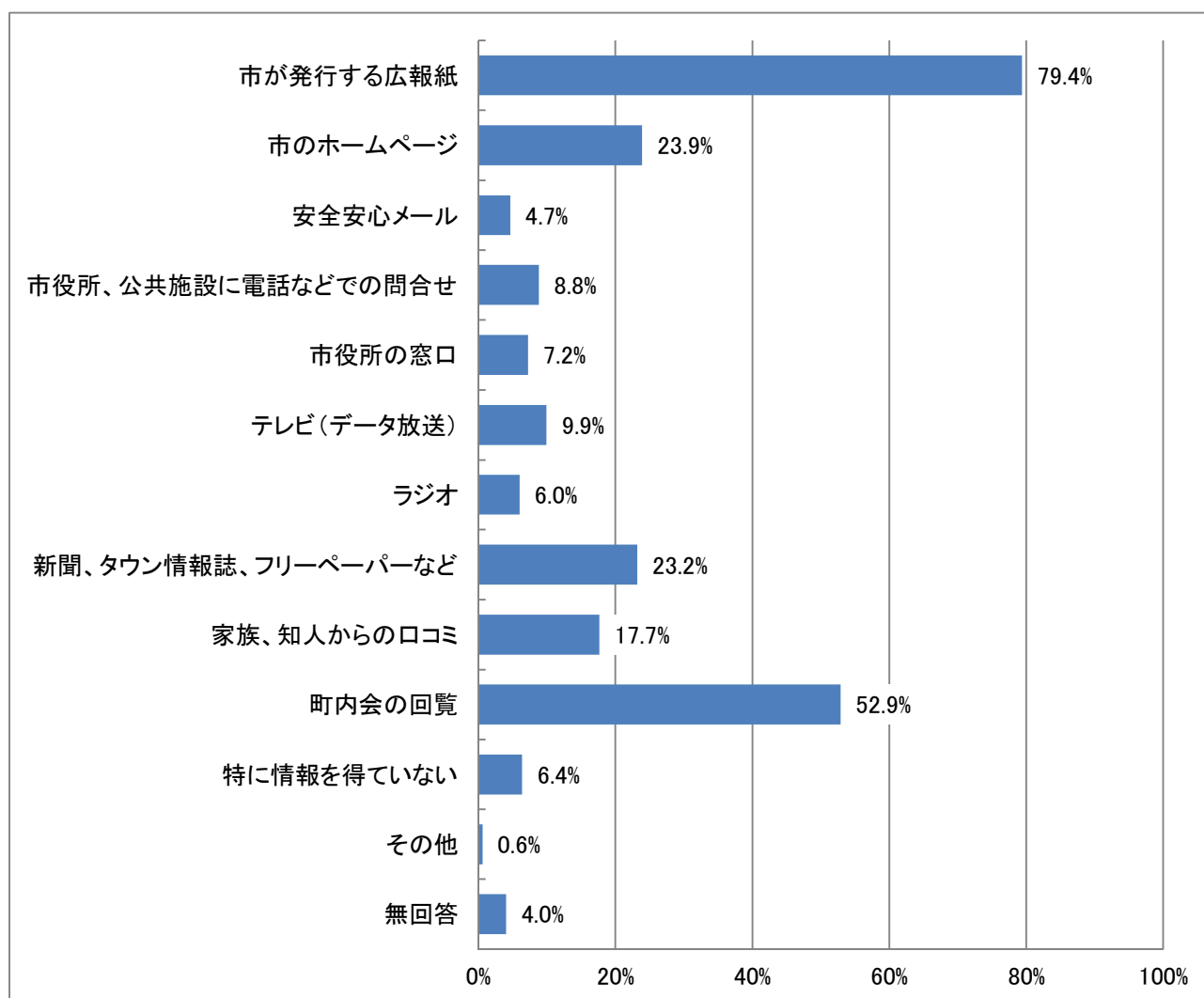


③ 市からの情報提供について

i) 市が発信する行政情報の入手方法

市が発信する行政情報の入手方法は、「市が発行する広報紙」が79.4%と最も多く、次いで「町内会の回覧」が52.9%を占めており、情報化が進んだ今でも紙媒体で発行される広報紙や回覧により、市民の多くが情報を得ていることがわかります。一方、「市のホームページ」や「安全安心メール」はそれぞれ23.9%と4.7%、「テレビ（データ放送）」は9.9%となっています。広報紙や回覧が待っていても得られる情報なのに対し、ホームページやテレビ（データ放送）は自分から探して得る情報であり、単純な比較はできない部分もありますが、ホームページ等での情報提供は十分に活用されているとは言い難い状況だと思われます。

図表 2-20：市が発信する行政情報の入手方法（複数回答可）



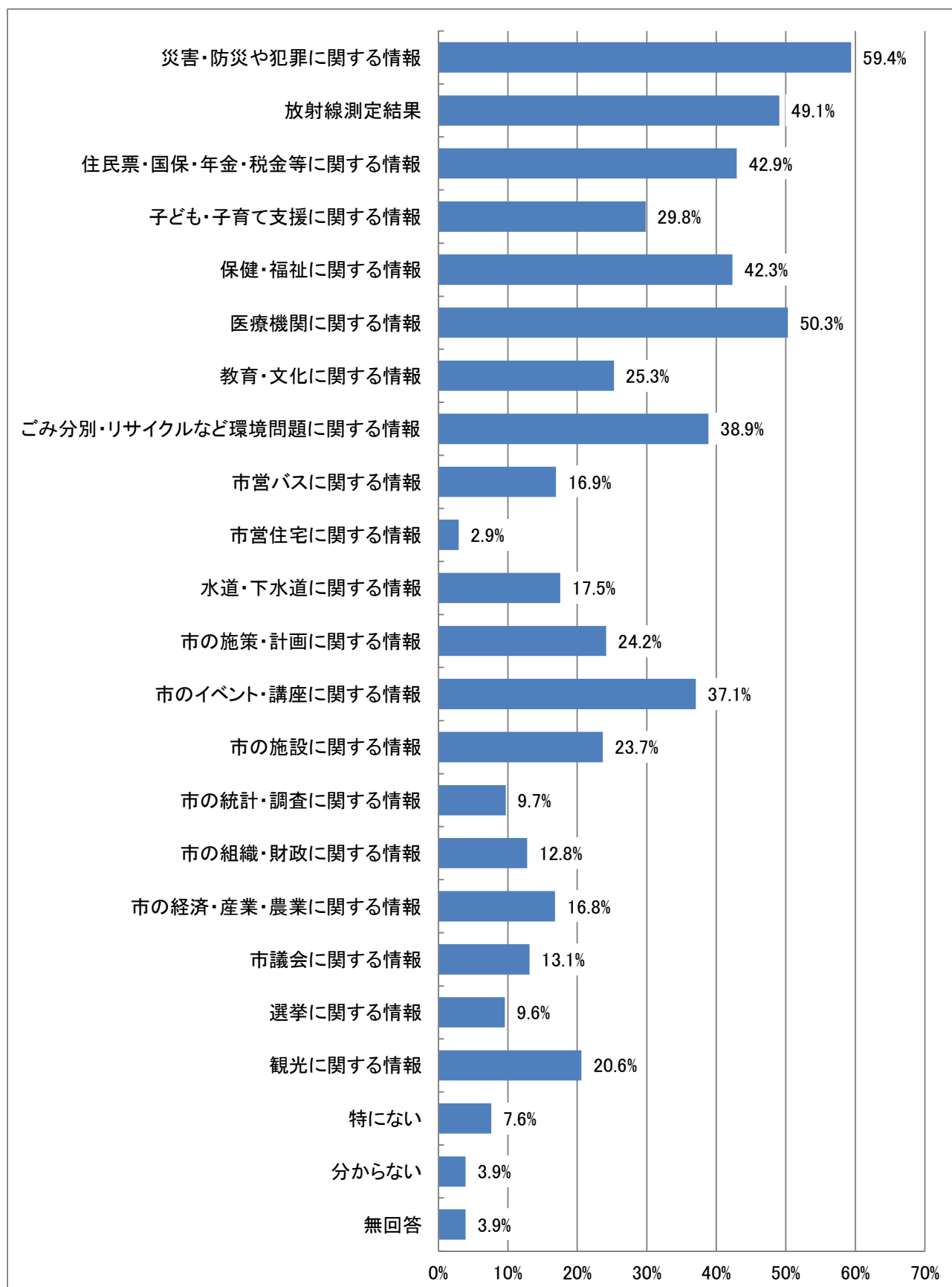
ii) 市民が関心のある市の情報

市民が関心のある市の情報は、「災害・防災や犯罪に関する情報」が59.4%、「放射線測定結果」が49.1%を占め、市民が災害や放射線などの情報に高い関心を持っていることがわかります。

また、「医療機関に関する情報」が50.3%、「保健・福祉に関する情報」が42.3%、「住民票・国保・年金・税金等に関する情報」が42.9%と、市民生活と密接に関連する情報のニーズも高

くなっています。

図表 2-21：市民が関心のある市の情報（複数回答可）



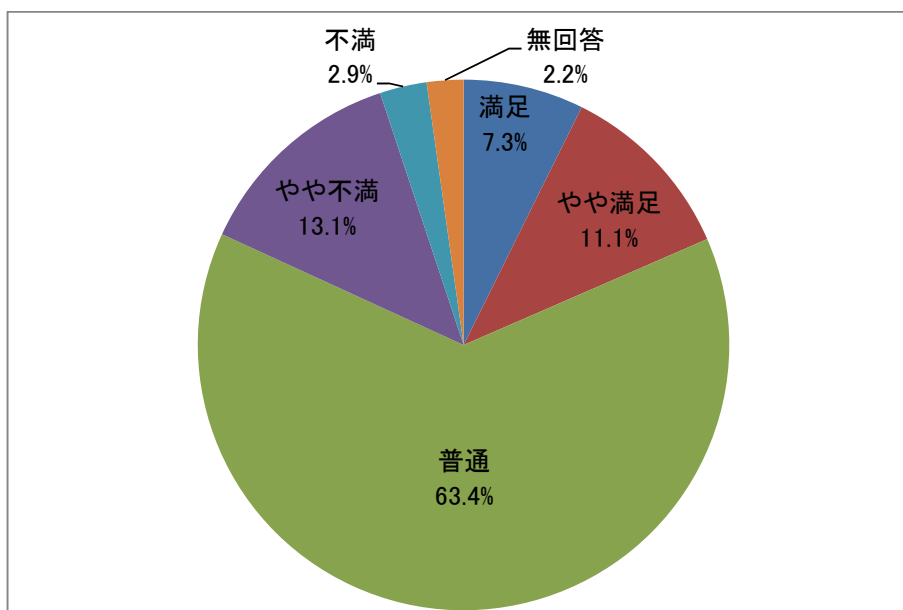
④ 大田原市ホームページについて

i) ホームページの満足度

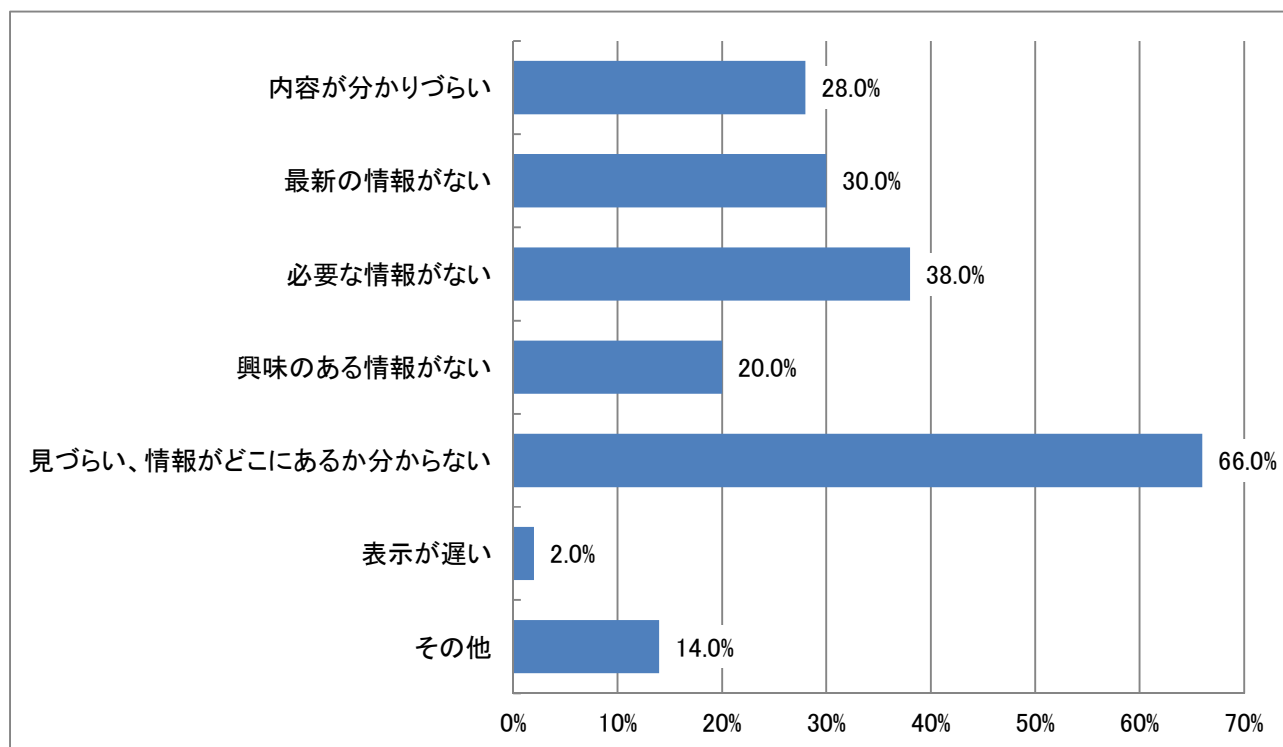
本市ホームページの満足度は「満足」、「ほぼ満足」、「普通」が8割程度を占め、一定の満足度を得られていると言えます。

一方、「やや不満」、「不満」の理由としては、「見づらい、情報がどこにあるか分からない」が66.0%と最も多く、「必要な情報がない」が38.0%、「最新の情報が無い」が30.0%を占めています。

図表 2-22：ホームページの満足度



図表 2-23：「やや不満」、「不満」の理由（複数回答可）

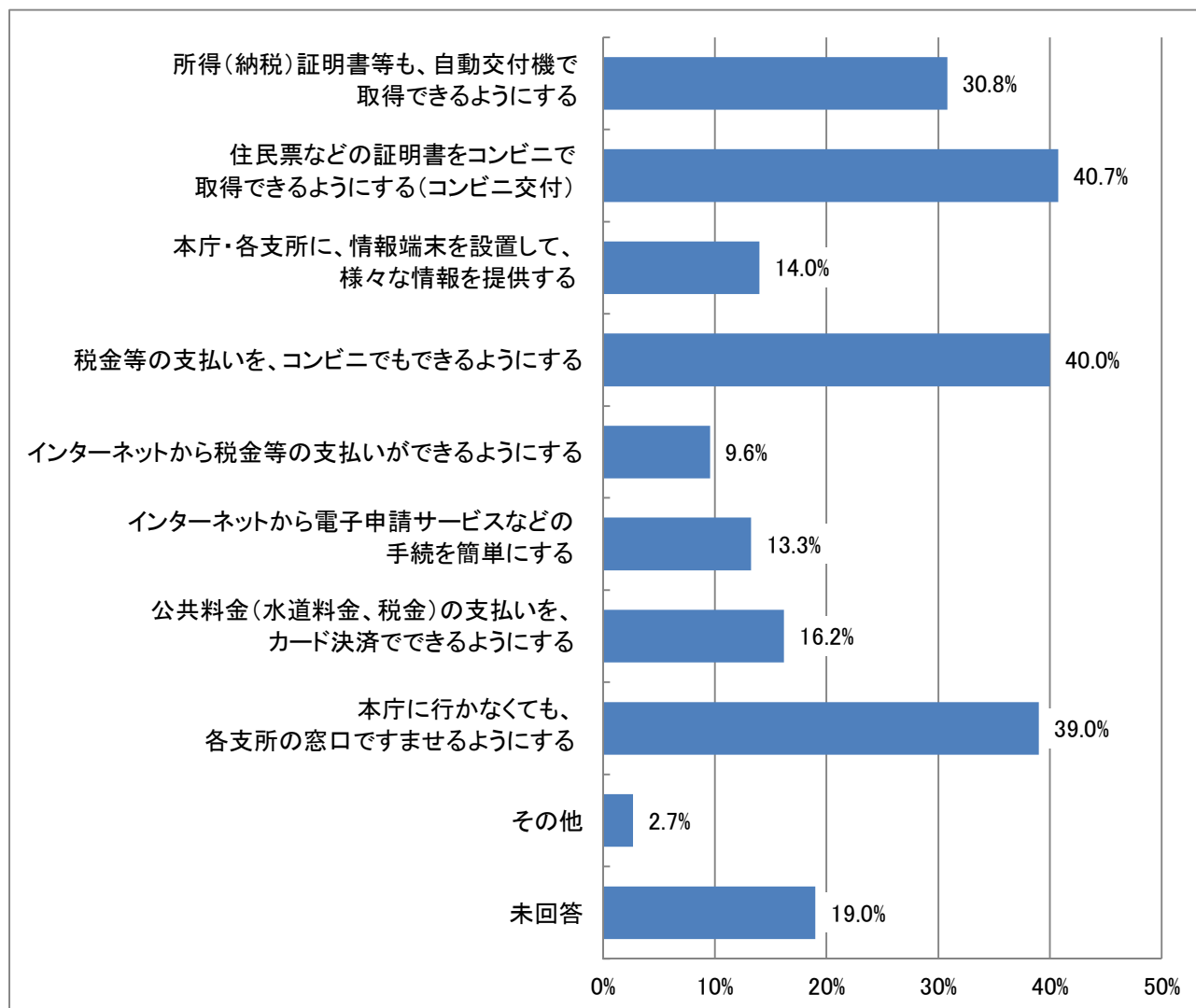


⑤ 行政サービスについて

i) 行政サービスの利便性の向上

行政サービスが便利になるための方法としては、「住民票などの証明書をコンビニで取得できるようにする（コンビニ交付）」が40.7%と最も多く、次いで「税金等の支払いを、コンビニでもできるようにする」が40.0%となっております。現在、市税や上下水道料金はコンビニエンスストアで支払えるようになっていますが、依然としてコンビニエンスストアを活用したサービスのニーズが高くなっています。

図表 2-24：行政サービスが便利になるための方法（複数回答可）

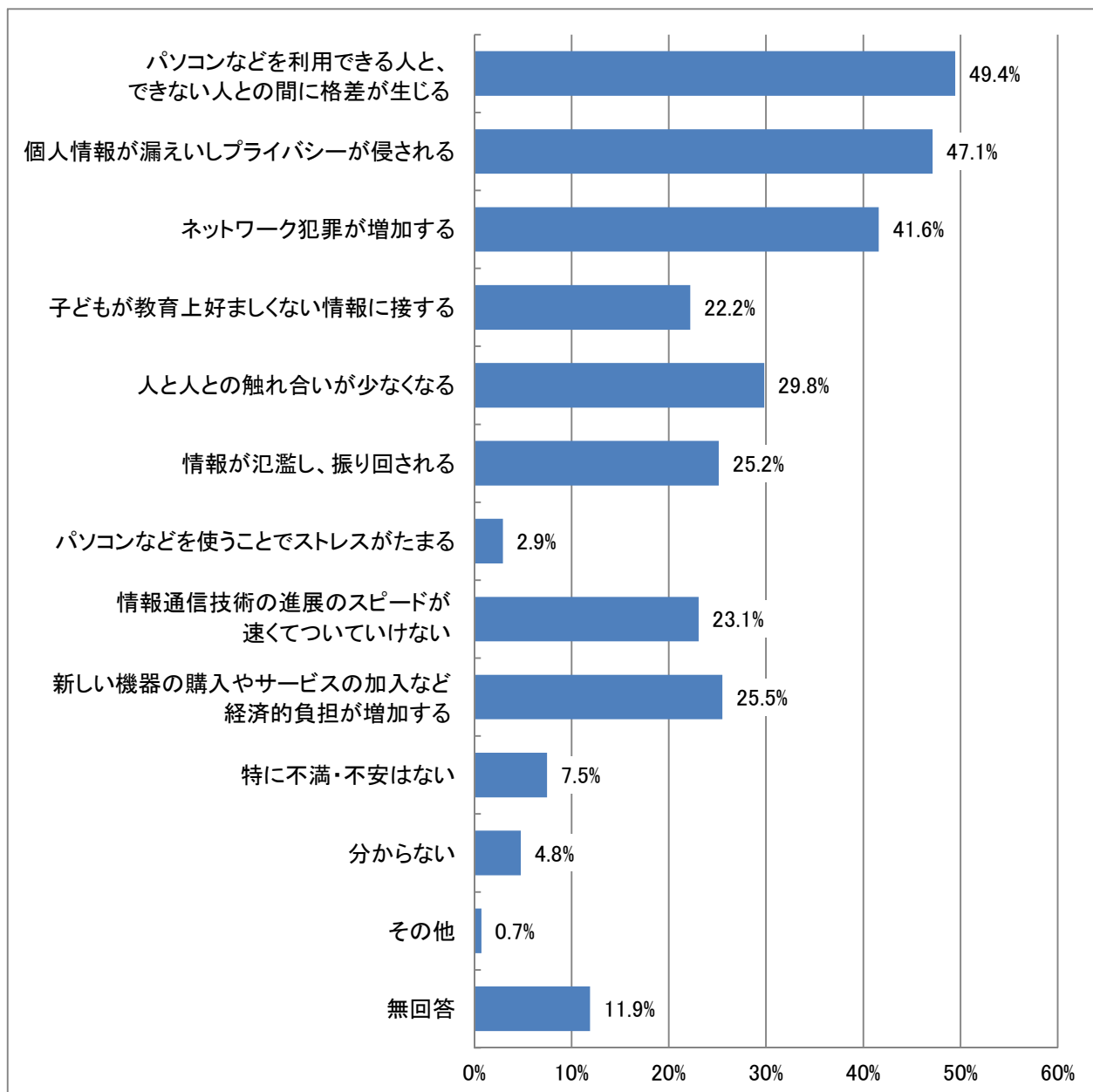


ii) 情報化への不安

情報化への不安としては、「パソコンなどを利用できる人と、できない人との間に格差が生じる」が 49.4% を占め、半数の人が情報格差に不安があると考えています。また、「個人情報が漏えいしプライバシーが侵される」が 47.1%、「ネットワーク犯罪が増加する」が 41.6% となっています。

近年、個人情報の漏えい等の情報セキュリティ事故が連日報道される中で、その対策がわかりにくいことや難しいことが要因であると考えられます。

図表 2-25：情報化への不安（複数回答可）



（３）市職員と関係団体に対するヒアリング・アンケート調査の結果

本計画策定に当たり、市民サービス向上を目指す上での課題を抽出するため、市職員に対してアンケート及びヒアリングを実施しました。また、同様の目的で、市役所業務と関係の深い団体に対しヒアリングを実施しました。

【調査の概要】

●市職員アンケート

i) 調査期間

平成25年4月18日（木）～平成25年4月23日（火）

ii) 調査対象

市職員

iii) 調査方法

グループウェアの掲示板を使用したアンケート（無記名方式）

●市職員ヒアリング

i) 調査期間

平成25年4月23日（火）

ii) 調査対象

市民課・税務課・福祉課・総務課・情報政策課で使用している各システムの担当者

iii) 調査方法

対面によるヒアリング

●関係団体ヒアリング

i) 調査期間

平成25年5月16日（木）

ii) 調査対象

- ・大田原市観光協会
- ・大田原市社会福祉協議会
- ・大田原商工会議所

iii) 調査方法

対面によるヒアリング

次ページから市職員と関係団体ヒアリング・アンケート調査で挙げられた主な意見について、記載します。

① ヒアリング・アンケートでの主な意見

市職員や関係団体から挙げた主な意見を取りまとめ、「市からの情報発信に関する意見」、「市民サービス向上に関する意見」、「庁内のシステムに関する意見」、「その他の意見」の4つに分類し、整理しました。分類ごとの主な意見は以下の通りです。

i) 市からの情報発信に関する意見

市からの情報発信に関する意見としては、市のホームページの分かりづらさや携帯電話・スマートフォンへの対応不足、SNSの利活用等に関する意見が寄せられました。また、ホームページなどのデジタル媒体と広報紙の使い分けなど、多様化する媒体の活用に関する意見もありました。

意見
● 市のホームページが分かりづらく、また、市民が知りたい情報が掲載されていない。 ● 市のホームページに携帯電話・スマートフォンで閲覧できない情報がある。 ● 市のホームページは定期的にチェックし、積極的に更新する必要があると思う。 ● 手続きに必要な書類はホームページに掲載してほしい。 ● 市のホームページに外国人向けの情報が少ないと思う。 ● ホームページだけでなく、SNSを活用して観光情報や市政情報を発信すべきと思う。 ● 観光や行政情報のポータルサイトを作成してはどうか。 ● YouTube等のソーシャルメディアでプロモーション動画を配信することで、市の観光資源がPRできるのではないか。 ● 災害情報を電子メールで配信しているが、他の情報(子育て支援情報や医療情報等)も配信できればよいと思う。 ● 今後の情報発信ではホームページや広報紙などの媒体の使い分けが重要ではないか。 ● テレビは各家庭にあるので、データ放送などを活用した情報発信を強化すべきではないか。 ● 市が把握している統計情報を公開すれば、福祉活動やマーケティングに活用できると思う。

ii) 市民サービス向上に関する意見

市民サービス向上に関する意見としては、証明書等の夜間・休日の発行やインターネットによる公共施設の予約、電子入札等に関する意見が挙げられました。

意見
● 市民から、証明書等を夜間・休日などに取得できるようにしてほしいという要望を聞いている。 ● インターネットで公共施設の予約ができれば、市民の利便性の向上と職員の負担軽減にもつながると思う。 ● クレジットカードやインターネットネットバンキングなどで公共料金の支払ができると、利便性が向上すると思う。 ● 電子入札の導入を進めてほしいという要望を聞いている。 ● 総合窓口の導入で市民の利便性が向上できればよいと思う。 ● 市内の人の集まる場所で、公衆無線LAN*が利用できればよいと思う。

iii) 庁内のシステムに関する意見

庁内のシステムに関する意見としては、グループウェアの利活用による庁内の情報共有の強化や新システムの導入による業務効率化に関する意見が挙げられました。また、情報システムの利活用を強化するための研修実施の要望も挙げられました。

意見
● 現在のCMS※だと、作りたいホームページが作成できないことがある。 ● グループウェアの活用による情報共有を進めたほうがよいと思う。 ● 各課の業務内容を共有することで、窓口や電話対応が効率化できる。 ● 時間外勤務、休暇等の庶務関連の事務をシステム化すれば、効率が上がると思う。 ● グループウェア等の研修を年に1回以上実施するべきだと思う。 ● 業務システムを利活用するための研修を実施してほしい。 ● 各課の情報をGISに集約・共有することで、業務の効率化が見込める。 ● 情報システムを安定させてほしい。 ● 大容量のデータを電子メールに添付して送受信できるようにしてほしい。 ● 複数の部署で共有できるフォルダがあると助かる。 ● 情報公開や保管スペースを考慮し、文書の電子化を推進すべきだと思う。

iv) その他の意見

その他の意見としては、災害時の対応や庁内のシステムの管理体制、情報セキュリティの強化等に関する意見が挙げられました。

意見
● 庁内の情報システムのバックアップ手順が統一されていない。 ● 職員が作成したツールの維持管理ができる職員の育成が急務だと思う。 ● 情報システムの調達において、全庁的なルールを定めたほうがよいのではないと思う。 ● 職員一人ひとりが、常に高い情報セキュリティ意識を持つことが重要だと思う。

4. 今後の課題

本計画の策定に先立ち実施した市民アンケート等の結果や国の戦略・方針等から明らかになった、本市が今後取り組むべき課題を「市民サービス向上と地域活性化の推進に向けた課題」と市役所庁内の業務効率化など「電子自治体の推進に向けた課題」に分類し、整理しました。

（１）市民サービス向上と地域活性化の推進に向けた課題

① 情報提供の促進

i) 提供手段の多様化

スマートフォンやタブレット型端末などの新たな情報通信機器の所有率が増加傾向にあります。情報通信機器の多様化にあわせて、スマートフォン向けのホームページの作成やＳＮＳの活用など、情報発信の多様化を図ります。

ii) 情報発信の強化

市民は、災害情報や医療機関、保健・福祉の情報など、市民生活に密着した情報を求めています。また、ホームページの見やすさへの要望も多いため、見やすく・分かりやすいホームページ作りを推進するとともに、市民にとって必要な情報の発信強化を図ります。

② インターネットの利活用促進

情報化の進展によって、多くの市民が「パソコンなどを利用できる人と、できない人との間に格差が生じる」ことに不安を感じています。また、全国平均と比較すると本市では60代以上のインターネット利用率が低く、その理由として、「パソコンなどの機器の操作が難しい」ことが挙げられています。一方で、インターネットを利用している市民の多くが、情報漏えいやウィルス感染などの不安を感じており、どのように対策をすればよいか分からない市民も多く見られます。

市民向けパソコン講座などにより、インターネットの普及に向けた取組を推進するとともに、情報セキュリティ対策の重要性や対策方法の啓発を図ります。

③ 市民サービスの向上

少子高齢化や共働き世帯の増加など、市民のライフスタイルの変化に伴い、夜間・休日におけるサービス提供など市民ニーズは多様化しています。コンビニエンスストアを利用した各種証明書の発行や公共施設のインターネット予約、電子申請など、市民サービス向上に向けた施策を検討します。

（２）電子自治体の推進に向けた課題

① 災害対策の強化

平成２３年３月に発生した東日本大震災は、本市にも大きな影響を与えました。今後情報システムを安定的に利用するためには、災害発生時の対策が必要となります。

総務省では、震災を教訓に業務継続及びサービス提供の観点から、災害時におけるＩＣＴの利活用に関する検討を行っています。本市においても情報通信に関する事業継続計画（以下、ＩＣＴ－ＢＣＰ※という。）の策定や緊急時のマニュアル整備など、災害発生時の対策を検討します。

② 庁内システムの導入・見直し

本市では、市民サービスの向上や行政事務の効率化のために多くの情報システムを導入してきました。今後、さらなる市民サービスの向上や業務効率化、コスト削減などを実現するために情報システムの導入や見直しを検討します。

具体的には、クラウドコンピューティング技術の活用について調査研究するとともに、文書管理システム等の導入やＣＭＳの機能強化、庁内でのグループウェアの利活用方法見直し等を推進します。

③ 情報セキュリティ対策の強化

本市では「大田原市情報システム管理運営及び情報セキュリティに関する要綱」を定め、運用しています。今後も全職員が常に高い情報セキュリティ意識を維持・向上させていくために、定期的に情報セキュリティ研修や順守度チェックを実施します。

第3章 I C T 総合推進施策

1. 施策と重点テーマ

(1) 施策の体系

本市総合計画である「新大田原レインボープラン」の基本政策7「健全な自治体経営のまちへ」において2つの方針を掲げています。

- ・効果的・効率的な行政運営を行うとともに、積極的な情報公開、電子自治体の確立を推進する。
- ・広域的に取り組むことで高い効果が得られるサービスについては、近隣自治体との連携により推進する。

この2つの方針を踏まえ施策7－(40)「地域情報化の推進」では、以下の2つを目標として掲げています。

- ・市民の日常生活に必要な行政サービス情報や地域情報の提供に努めること。
- ・市民サービスの向上や地域活性化の推進のため、誰でも利用できる質の高い電子自治体を目指すこと。

本計画では、総合計画における目標を達成するために、国・県等のＩＣＴに関する動向や市民アンケートの結果等を踏まえ、「市民サービス向上と地域活性化の推進」と庁内の業務効率化など「電子自治体の推進」の2つの視点から具体的な施策を展開します。

(2) 重点テーマ

国・県の動向、市民アンケートの結果等から、今後取り組むべき課題に対し、2つの重点テーマを設定し、本市の地域情報化を推進します。

① 情報発信の充実

スマートフォンやタブレット型端末の普及により、外出先等でインターネットを活用する場面が増えています。一方、広報紙や回覧で情報を入手している市民も多いという現状も明らかになっています。

市民に必要な情報を漏れなく提供することを目指し、情報の分野や市民のライフスタイルに合わせて、ホームページ・SNS・広報紙などの媒体を適切に使い分け、すべての市民に情報が行き渡るように情報発信の充実を推進します。

② 災害対策の強化

国では東日本大震災の教訓から、情報収集・発信にＩＣＴを活用し、インターネットをはじめ、様々なメディアで情報提供することや、災害発生時にも情報システムが安定的に利用できるように、ＩＣＴ－ＢＣＰの策定やクラウドコンピューティング技術を活用した災害対策の強化などを推進しています。

本市においても、災害時等の情報発信にSNSを活用し、情報発信を強化します。さらに、ＩＣＴ－ＢＣＰの策定や近隣の自治体とクラウドコンピューティング技術を活用した共同利用に向け調査研究し、情報システムの災害対策を強化します。

2. 施策の体系図

(1) 市民サービス向上と地域活性化の推進



(2) 電子自治体の推進



3. 具体的な取組内容

(1) 市民サービス向上と地域活性化の推進

① 地域の情報提供の推進

地域の活性化を図るために、SNS等を活用し積極的な情報提供を推進します。

i) SNS等の活用による情報発信の強化

これまで本市では、広報紙やホームページ、メールマガジン等で市政情報を発信してきましたが、加えて、コミュニケーションツールの一つとして広がりを見せているSNS等を活用し、情報発信強化を実施します。実施に当たっては、紙媒体である広報紙や回覧と、デジタル媒体であるホームページ・メールマガジン・SNS・テレビのデータ放送等が持つ特性を活かすために、情報の性質に応じた媒体の選択基準や担当部署、承認経路などを検討し、効率的かつ効果的な情報提供を推進します。

また、SNSは情報発信のリアルタイム性や双方向性が期待できる、メールマガジンは一度登録すれば自ら閲覧しなくても情報を受信することができるなど、各情報発信媒体は様々な特徴を備えています。それらの特徴を踏まえた効果的な活用方法を検討し、情報発信の強化に向けて運用ガイドラインを策定します。

【実施スケジュール】

	平成25年度		平成26年度		平成27年度		平成28年度	
	上期	下期	上期	下期	上期	下期	上期	下期
実施内容	運用ガイドラインの 策定 試行		SNS等による情報発信					
			各媒体で発信する コンテンツの検討、 見直し		各媒体で発信するコ ンテンツの検討、 見直し		各媒体で発信する コンテンツの検討、 見直し	

ii) メールマガジンの多様化

本市では防犯・防災情報の発信を目的とした「大田原市安全安心メール」を登録者へ配信しています。しかし、近年では大気汚染や新型インフルエンザなど、環境や健康に関する情報へのニーズも高くなっています。「大田原市安全安心メール」に加え、環境問題、健康問題、子育て支援など市民生活に密接に関連する情報について、メールマガジンの発行を検討します。

【実施スケジュール】

	平成25年度		平成26年度		平成27年度		平成28年度	
	上期	下期	上期	下期	上期	下期	上期	下期
実施内容	運用ガイドラインの 策定 試行		メールマガジンの発行					

② 災害対策等の強化

東日本大震災での教訓を踏まえた実効性のある災害対策が求められていることから、ホームページや SNS を活用した災害時の情報発信強化を図ります。

i) 災害時等の情報発信の強化

内閣府の I T 総合戦略本部により平成 24 年 6 月に発表された「I T 防災ライフライン構築のための基本方針及びアクションプラン」では、東日本大震災時に、SNS をはじめとするインターネットを活用したサービスが有効に機能したと評価し、災害対策の一環として活用を推進しています。

本市の市民アンケートでも、インターネットや携帯電話を活用して情報を収集していたことが明らかになっています。また、災害発生時に必要な情報として多くの方が「近隣の災害情報」、「水・食糧の支給情報」、「近隣の交通機関の情報」を挙げています。

震災の教訓を踏まえ、現在行っているホームページや安全安心メールでの情報発信に加え、SNS を活用します。また、インターネットが利用できない市民向けにテレビのデータ放送による情報発信を行っていますが、今後一層活用の幅を広げ、情報発信を強化します。

【実施スケジュール】

	平成 25 年度		平成 26 年度		平成 27 年度		平成 28 年度	
	上期	下期	上期	下期	上期	下期	上期	下期
実施内容	運用ガイドラインの 策定 試行		SNS 等による情報発信					

③ 市ホームページによる情報発信の活性化

I C T の進展によりインターネットが普及し、ホームページの役割も重要度を増しています。より充実した情報発信のためにホームページを見直します。

i) ホームページの見直し

市民アンケートでは市のホームページに対し「情報がどこにあるか分からない」、「最新の情報が無い」、「必要な情報がない」といった意見が挙げられています。

これらの意見を踏まえ、市民が必要としている情報を迅速に提供するとともに、見やすく・分かりやすいホームページとなることを目指し、構成やデザインを見直します。特に、市民ニーズの高い医療・保健・福祉・子育て支援等について、サイト内での配置を検討し、情報発信の強化を目指します。

構成や記載内容については、市のホームページに寄せられた意見や庁内の意見を参考に、定期的な見直し、改善を実施します。

また、情報を発信する際には、年齢的・身体的条件等によらず情報にアクセスし、利用できるように配慮する必要があります。ホームページの作成に当たり、総務省は、日本工業規格 J I S X 8 3 4 1 - 3 「高齢者・障害者等配慮設計指針—情報通信における機器・ソフトウェア・サービス—第 3 部：ウェブコンテンツ」に準拠することを推進しています。本市においても、J I S X 8 3 4 1 - 3 に準拠したホームページの作成を実施します。

加えて、外国人居住者向けのホームページの多言語対応（英語、ポルトガル語、スペイン語、中国語、韓国語）や、携帯電話向けページの内容充実、スマートフォン向けページの構築などを実施します。

【実施スケジュール】

	平成２５年度		平成２６年度		平成２７年度		平成２８年度	
	上期	下期	上期	下期	上期	下期	上期	下期
実施内容	調査・見直し	ホームページの運用						
	運用ガイドラインの策定		ホームページの見直し、改善		ホームページの見直し、改善		ホームページの見直し、改善	

ii) イベント・観光に関する情報発信の強化

本市には、大田原屋台まつりや与一まつりなど季節ごとの各種イベントがあり、また、名所旧跡などの観光資源にも恵まれています。これらの各種イベント・観光情報には高い関心を持つ市民も多く、情報発信の強化が求められています。

ホームページへのイベントカレンダーの設置や、大田原市観光協会・大田原商工会議所など関係機関との連携により、イベント・観光情報を充実させます。

また、ライブカメラを活用した、桜や紫陽花の開花情報などをリアルタイム配信することについても検討します。

【実施スケジュール】

	平成２５年度		平成２６年度		平成２７年度		平成２８年度	
	上期	下期	上期	下期	上期	下期	上期	下期
実施内容	イベントカレンダーの作成	イベントカレンダーの整備	イベントカレンダーの見直し、改善		イベントカレンダーの見直し、改善		イベントカレンダーの見直し、改善	
	－	イベント・観光に関するコンテンツの充実						

iii) 行政手続に関する情報発信の強化

転入、転出、出産、入学などの行政に関する手続きについて、見やすく・分かりやすい表現でホームページに掲載するよう努めます。情報が不足している手続きについては、市民ニーズ等を踏まえ、随時追加するよう努めます。また、ホームページに掲載する申請書類を充実させ、市民サービスの向上や行政手続きの効率化を進めます。

【実施スケジュール】

	平成 25 年度		平成 26 年度		平成 27 年度		平成 28 年度	
	上期	下期	上期	下期	上期	下期	上期	下期
実施内容	—	—	手続きに関する情報の整理・追加・充実		手続きに関する情報の整理・追加・充実		手続きに関する情報の整理・追加・充実	

iv) 統計情報の提供

内閣府では平成 24 年 7 月に「電子行政オープンデータ戦略」を策定し、2 次利用が容易な形式で公共データの公開を推進しています。

市が保有する統計情報は、福祉活動や民間企業のマーケティング活動などに活用することが可能であり、個人情報など情報セキュリティに留意しながら公開する統計情報の拡大に向けて調査します。

【実施スケジュール】

	平成 25 年度		平成 26 年度		平成 27 年度		平成 28 年度	
	上期	下期	上期	下期	上期	下期	上期	下期
実施内容	—	—	統計情報の整理・追加・充実		統計情報の整理・追加・充実		統計情報の整理・追加・充実	

④ 地域オンライン化の推進

市民アンケートの結果から、行政手続きを「いつでも」「どこでも」行えることが求められているため、行政手続きの電子化に係る施策を推進します。

i) 公共施設予約システムの導入

本市の公民館・体育館・グラウンドなどの公共施設を使用する際、予約状況は各施設へ直接確認する必要があります。

新たに施設予約システムを導入し、窓口の時間外や休日などでもインターネットを利用して予約状況を確認できるサービスを提供することで、公共施設の利用促進を図ります。

【実施スケジュール】

	平成 25 年度		平成 26 年度		平成 27 年度		平成 28 年度	
	上期	下期	上期	下期	上期	下期	上期	下期
実施内容	—	システムの調達	システムの導入	システムの運用				

ii) 電子入札システムの導入

インターネットを利用して、公共事業や物品調達などの入札に係る参加資格申請や、電子入札を行うことができるシステムを導入します。

システムを導入することで、入札に関する書類をインターネット上から入手することが可能となり、入札参加業者の利便性が向上します。また、入札に関する事務手続きの効率化も期待できます。

【実施スケジュール】

	平成 25 年度		平成 26 年度		平成 27 年度		平成 28 年度	
	上期	下期	上期	下期	上期	下期	上期	下期
実施内容	システムの導入に向けた調査		システムの調達	システムの導入	システムの運用			

iii) 収納方法の拡充

本市では軽自動車税などをコンビニエンスストアで納めることが可能ですが、市民ニーズの多様化に対応するため、インターネットバンキング※やクレジットカードを利用した納付方法を検討します。

【実施スケジュール】

	平成 25 年度		平成 26 年度		平成 27 年度		平成 28 年度	
	上期	下期	上期	下期	上期	下期	上期	下期
実施内容	収納方法の調査、研究							

iv) 電子申請システムの調査

市民サービスの向上を見据え、インターネットを利用して住民票、印鑑証明書などの証明書の交付や各種手続き等を申請することができる電子申請システムについて、調査を進めます。

【実施スケジュール】

	平成 25 年度		平成 26 年度		平成 27 年度		平成 28 年度	
	上期	下期	上期	下期	上期	下期	上期	下期
実施内容	システムの導入に向けた調査				システムの導入		システムの運用	

⑤ 市民サービスの向上

ICTを活用し、証明書のコンビニ交付や公共施設への公衆無線LANの設置等を検討し、市民サービスの向上を図ります。

i) コンビニ交付の検討

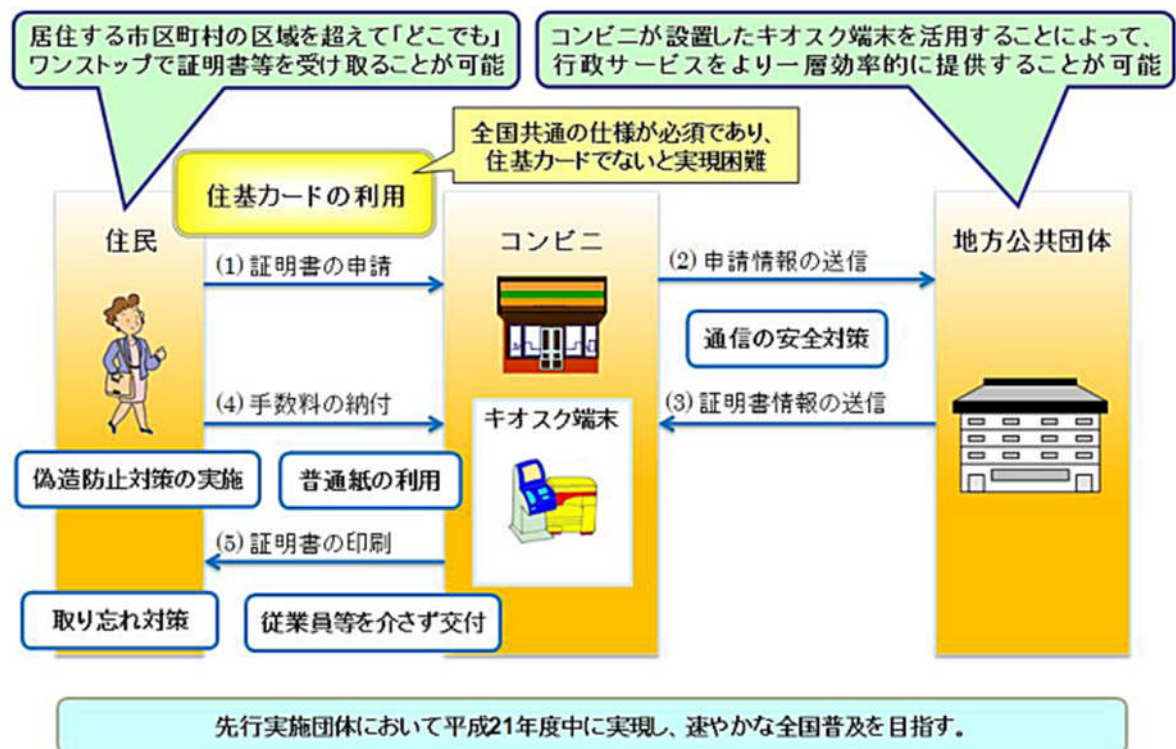
内閣府のIT総合戦略本部において策定した「新たな情報通信技術戦略」では、行政キオスク端末による各種証明書交付等のサービス拡大を施策として掲げています。また、本市の市民アンケートでもコンビニ交付に対するニーズは明らかとなっています。

本計画では夜間、休日でも各種証明書がコンビニエンスストアで取得できるように、コンビニ交付（サービス提供時間：12月29日～1月3日を除く6：30～23：00）のシステムについて、社会保障・税番号制度実施後の導入に向けて調査・検討します。

【実施スケジュール】

	平成25年度		平成26年度		平成27年度		平成28年度	
	上期	下期	上期	下期	上期	下期	上期	下期
実施内容	—	—	コンビニ交付システムの研究				システムの調達	システムの導入

図表 3-1：コンビニ交付の仕組み



【出典】財団法人地方自治情報センター（LASDEC）

ii) 公共施設等への公衆無線ＬＡＮの設置

スマートフォン、タブレット型端末の普及に伴い、外出先でインターネットを利用する機会が増えています。

本市では、市民の利便性向上や災害時における緊急連絡手段の確保を目的として、市役所・公民館・体育館などの公共施設への公衆無線ＬＡＮの設置を進めています。今後は設置箇所を増やすとともに、地域活性化を目指し観光施設への設置についても調査を進めます。

【実施スケジュール】

	平成２５年度		平成２６年度		平成２７年度		平成２８年度	
	上期	下期	上期	下期	上期	下期	上期	下期
実施内容	設置場所の調査							
	—	導入 (図書館)	順次導入（公共施設・観光施設）					

⑥ 安全安心なインターネット利用の促進

情報化の進展によって、パソコンなどを利用できる人とできない人との間に格差が生じることや、情報漏えいやウィルス感染などに不安を感じている人が増えています。市民の、パソコン等の情報通信機器を使いこなし得られる情報を有効に利活用する能力（ＩＣＴリテラシー※）の向上とともに、情報セキュリティの重要性など、ＩＣＴの安全安心な利活用について啓発します。

i) 市民向けパソコン講座の実施

市民アンケートでは「パソコンなどを利用できる人とできない人との間に格差が生じる」、「個人情報漏えいしプライバシーが晒される」、「ネットワーク犯罪が増加する」といった不安を持っている人が増えていることが明らかになりました。

ＩＣＴを利用し、恩恵を得ることができる人が増えるように、現在公民館で実施している「市民向けパソコン講座」を継続・拡充し、ＩＣＴリテラシーの向上を図るとともに、情報セキュリティ対策の重要性や対策方法を啓発します。

【実施スケジュール】

	平成２５年度		平成２６年度		平成２７年度		平成２８年度	
	上期	下期	上期	下期	上期	下期	上期	下期
実施内容	公民館での研修継続、研修拡充の検討							

ii) 児童・生徒向け情報学習の強化

県の「とちぎＩＣＴ推進プラン」では「学校教育の情報化」の施策として「情報モラル教育」を掲げています。本市の市民アンケートでも、情報化への不安として、「子どもが教育上好ましくない情報に接する」ことが挙げられており、子どものインターネット利用に関して不安を感じている

人は少なくないということが明らかになっています。

既に市内の小中学校においては「情報モラル教育」を実施しており、保護者も含めた啓発を進めている事例もあります。今後はそれらを継続するとともに、ＳＮＳやソーシャルゲーム等の新たなコンテンツに関する内容の拡充を進めます。

【実施スケジュール】

	平成２５年度		平成２６年度		平成２７年度		平成２８年度	
	上期	下期	上期	下期	上期	下期	上期	下期
実施内容	情報モラル教育の実施、教育内容の拡充、保護者も含めた講演会の実施							

（２）電子自治体の推進

① 高度情報化に対応した人材育成

市民サービスの向上や行政事務の効率化を目的として多くの情報システムが導入されております。同時に、それを利用する職員一人ひとりに求められるＩＣＴリテラシーも高度化しています。

これまでに導入した情報システムの利活用を強化し、より効率的な行政運営を実現するために、職員への研修を拡充し、ＩＣＴリテラシーの向上を図ります。

い）職員向けパソコン研修の実施

職員が日常的に利用するオフィスアプリケーション（文書作成ソフト、表計算ソフトなど）について、統一的な研修体系が整備されていないため、そのスキルにはばらつきがあります。

オフィスアプリケーションやグループウェアなどの行政事務の遂行に不可欠なソフトウェアの操作スキルを向上させ、ＩＣＴリテラシーの底上げを図るとともに、業務の効率化を実現するため、職員研修を拡充します。

また、住民基本情報や税務情報などを管理する、各部署の基幹業務を取り扱うシステムについても操作研修の充実を検討し、業務の効率化を目指します。

【実施スケジュール】

	平成２５年度		平成２６年度		平成２７年度		平成２８年度	
	上期	下期	上期	下期	上期	下期	上期	下期
実施内容	—	テーマ決定	研修実施	テーマ決定	研修実施	テーマ決定	研修実施	テーマ決定

② 災害対策等の強化

東日本大震災の被災地においては、地震や津波による影響で庁舎が壊滅的な被害を受けるなどにより、情報システムや通信機器などが機能しなかったことで、人命に影響を与える事態となりました。

総務省では、この教訓を踏まえて「災害に強い電子自治体に関する研究会」を設置し、災害発生時等における自治体業務の継続及び住民へのサービス提供を実現するため、ＩＣＴの利活用を検討しています。

本市においても、災害発生時等の情報発信などＩＣＴの重要性を踏まえ、業務継続の確保に向けた取組を推進します。

い）ＩＣＴ－ＢＣＰの策定

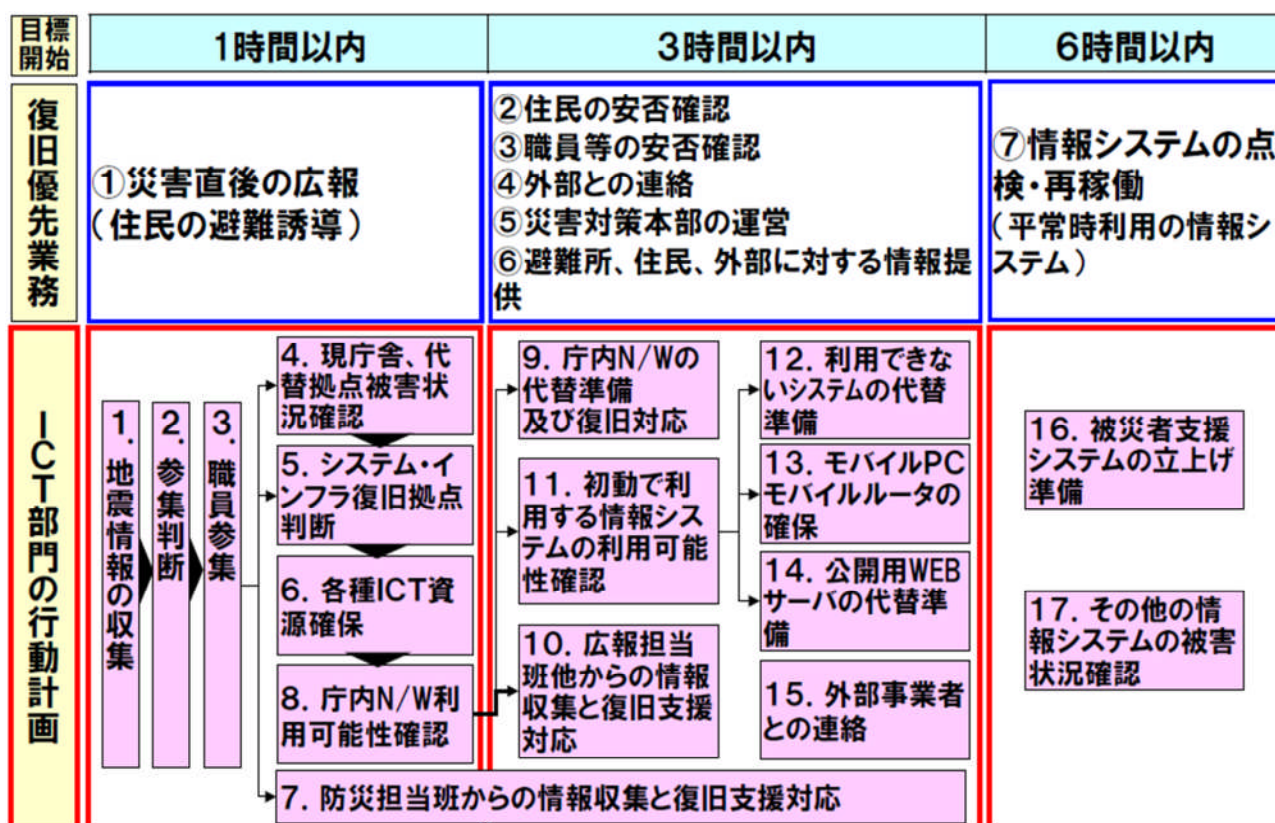
業務継続計画（ＢＣＰ）とは、災害や事故を受けても重要な業務をなるべく中断させず、また、やむを得ず中断する場合もできるだけ早急に復旧させるため、手順等をまとめた計画です。ＩＣＴ－ＢＣＰはＩＣＴ部門の業務継続計画で、災害等の影響で庁内の情報システムが停止した場合の初動や復旧手段、代替手段、復旧の優先順位などを記載したものです。

ＢＣＰの一環としてＩＣＴ－ＢＣＰを策定するため、調査を進めます。

【実施スケジュール】

	平成25年度		平成26年度		平成27年度		平成28年度	
	上期	下期	上期	下期	上期	下期	上期	下期
実施内容	—	他自治体の事例調査	ICT-BCPの策定		ICT-BCPの運用・訓練			

図表 3-2：災害発生時の行動計画の例



【出典】総務省 ICT-BCP初動版導入ガイド

ii) 各情報システムの緊急時対応マニュアルの整備

情報化の推進に伴い業務の効率化が進む一方で、行政事務の情報システムへの依存度は高まり、情報システムの停止が市民サービスに与える影響は甚大です。

ICT-BCPではサービス継続に向け、全庁的な視点で業務継続に必要な行動、指針等を規定しますが、必要に応じて各情報システムの運用マニュアルや緊急時の対応マニュアルの整備を推進します。特に重要度の高い業務においては、手作業で業務を継続するためのマニュアルを整備し、情報システムの停止に備えます。

【実施スケジュール】

	平成 2 5 年度		平成 2 6 年度		平成 2 7 年度		平成 2 8 年度	
	上期	下期	上期	下期	上期	下期	上期	下期
実施内容	—	—	—	—	緊急時対応 マニュアルの策定		マニュアルの 運用・訓練	

iii) バックアップ体制の強化

災害や情報システムの障害発生時に個人情報を含む重要な行政情報が喪失しないよう、データのコピーを作成（バックアップ）する必要があります。業務継続性を確保する上で、情報システムに保存されているデータバックアップの有無は、復旧時間に大きく関連し、市民サービスにも大きな影響を与えます。

重要な行政情報の喪失を防ぎ、業務継続性を確保するために、各情報システムで扱う情報の重要度を踏まえ、バックアップのタイミング・バックアップ媒体の保管場所・復旧方法・復旧手続きに関するリハーサルの実施などについてルール化する必要があります。実施に当たっては I C T - B C P の策定状況や、システムのクラウド化状況などの影響を受けることが考えられます。それらの状況を踏まえながら調査を進めます。

【実施スケジュール】

	平成 2 5 年度		平成 2 6 年度		平成 2 7 年度		平成 2 8 年度	
	上期	下期	上期	下期	上期	下期	上期	下期
実施内容	—	—	バックアップ状況の調査	バックアップルールの策定	バックアップルールの運用			

③ 情報システムの導入・見直し

近年の市民ニーズの多様化やライフスタイルの変化、I C T の急速な進歩、社会経済情勢の変化に伴い、行政事務の内容や情報システムに求められる機能が変化しています。

より効果的に情報システムを利活用するために、各システムの課題を明らかにし、機能を見直します。

i) 業務・情報システムの最適化

本市では、業務効率化やコスト削減等を目的として、平成 2 7 年度に住民基本情報や税務情報等、基幹業務を取り扱うシステムの見直しを予定しています。

システムの見直しにあわせて全庁的な視点で業務フローについても見直しを実施し、業務効率化・組織間の連携強化を図ります。

また、コスト削減のため、パッケージソフトの導入や自治体クラウドの活用等についても調査します。

【実施スケジュール】

	平成 25 年度		平成 26 年度		平成 27 年度		平成 28 年度	
	上期	下期	上期	下期	上期	下期	上期	下期
実施内容	—	—	業務フローの見直しなど 調達の準備		基幹業務 システム の調達	基幹業務 システム の導入	基幹業務システムの 運用	

ii) 自治体クラウドの導入

自治体クラウドは、クラウドコンピューティング技術を活用して自治体の情報システムの集約と共同利用を推進し、情報システムに係る経費の削減や住民サービスの向上等を図るものです。国においても、自治体における電子行政の推進について、利用者負担の軽減や行政効率化の観点からクラウドコンピューティング技術を活用した情報システムの統合・集約化を進めていく必要があるとしています。また、堅牢なデータセンターを利用する自治体クラウドの活用は、災害対策の観点からも有効です。

本市においても、市民サービスの維持や災害対策の強化を念頭に置きながら、自治体クラウドの導入を進めます。また、自治体クラウドの中でも共同利用型を活用する場合、コスト削減というメリットが加わるため、現在近隣市町とともに情報システムの共同利用に関する研究を進めています。引き続き、社会保障・税番号制度の実施も視野に入れながら調査研究を進めます。

【実施スケジュール】

	平成 2 5 年度		平成 2 6 年度		平成 2 7 年度		平成 2 8 年度	
	上期	下期	上期	下期	上期	下期	上期	下期
実施内容	近隣自治体との 自治体クラウドの 活用研究		クラウド化 対象システムの調査		システム の調達	システム の導入	システムの運用	
			他自治体の事例調査					

iii) 庶務事務システムの導入検討

出勤状況や時間外勤務の報告等の庶務事務には、職員が手作業で対応する部分が多く含まれています。近年、時間外勤務や休暇の取り扱い等は複雑化しており、庶務担当者の負担は増加傾向にあります。管理・集計を一元管理し、事務効率化を目指すため、システム導入に向けた調査を進めます。

【実施スケジュール】

	平成 25 年度		平成 26 年度		平成 27 年度		平成 28 年度	
	上期	下期	上期	下期	上期	下期	上期	下期
実施内容	—	—	庶務事務システム導入に向けた調査					

iv) 庁内文書の電子化検討

環境問題への関心の高まりなどを受け、自治体においても紙の削減などの環境対策への取り組みが求められていますが、現在も行政文書の多くは紙で管理・保管されています。

文書管理システムとは文書の決裁や採番、電子データでの保管を可能とする情報システムであり、近年では導入している自治体も増えています。本市においても、紙や文書保管スペースの削減・文書検索時間の短縮等、業務の効率化を図るため、導入に向けた調査を進めます。

【実施スケジュール】

	平成 25 年度		平成 26 年度		平成 27 年度		平成 28 年度	
	上期	下期	上期	下期	上期	下期	上期	下期
実施内容	文書管理システム導入に向けた調査							

v) CMSの機能強化

本市ではCMSを利用し、ホームページの作成や更新を行っていますが、ICTの進展や市民ニーズの変化にともない、ホームページのあり方も変化しています。

見やすく・分かりやすいホームページ作りに向け、カレンダー機能や地図案内機能の追加など、CMSの機能強化を実施します。

【実施スケジュール】

	平成 25 年度		平成 26 年度		平成 27 年度		平成 28 年度	
	上期	下期	上期	下期	上期	下期	上期	下期
実施内容	新CMSの調達・導入	CMSの運用・改善	CMSの運用・改善		CMSの運用・改善		CMSの運用・改善	

④ 情報システムの利活用強化

情報システムの利活用強化を目指し、業務システムの利活用ルール策定や定期的な操作研修を実施します。

i) グループウェア・共有フォルダの利活用強化

本市では電子メールやスケジュール管理、掲示板などの機能を持ったグループウェアにより、庁内の情報共有を促進しています。また、業務に利用するファイルを共有サーバの各課のフォルダに保存することで、データの保全性を確保するとともに、必要のないフォルダにアクセスできないようにすることで、情報セキュリティを確保しています。今後、より一層の利活用を進めるために、利用ルールを整理し、業務効率化を図ります。

電子メールについては、添付するファイルの容量を5MBまでに制限しています。ブロードバンド回線の普及に伴い、電子メールを利用して大容量のデータを送受信する機会が増えており、添付ファイルの容量制限が外部と電子データを送受信する際に問題となることがあります。メールで送

受信するデータの内容や、盗み見等に対するセキュリティを踏まえながら、電子メールに添付するファイルの容量を見直すことが可能か調査します。

共有フォルダについては、複数の課が共同で推進する事業におけるファイルの共有などについて、ルール整備が不十分な点があります。今後、各課の連携を強化し効率的に業務を遂行するため、利活用方法やアクセス権限等のルールを見直します。

【実施スケジュール】

	平成２５年度		平成２６年度		平成２７年度		平成２８年度	
	上期	下期	上期	下期	上期	下期	上期	下期
実施内容	—	—	—	—	グループウェアのルール見直し	ルールの運用		
	—	—	—	—	ファイルサーバーのルール見直し	ルールの運用		

ii) G I Sの利活用強化

本市では、平成２１年度に庁内で使用するG I Sを導入し、その活用を進めています。今後、災害対策等のさらに幅広い分野での利活用を目指し、より多くの情報が集約されるように定期的な操作研修を実施するとともに、データの登録ルールを見直します。

【実施スケジュール】

	平成２５年度		平成２６年度		平成２７年度		平成２８年度	
	上期	下期	上期	下期	上期	下期	上期	下期
実施内容	利活用状況整理	情報セキュリティ実施手順の策定	実施手順に基づく運用					
	操作研修	—	操作研修	—	操作研修	—	操作研修	—

⑤ 情報セキュリティ対策の強化と個人情報保護の徹底

ＩＣＴの進展やインターネットの普及により、様々な分野でその利便性を実感できるようになりましたが、一方で、パソコンや外部記憶媒体の紛失による個人情報の漏えいなど、情報セキュリティ事故は後をたちません。また、自治体においては、市民の個人情報などの重要情報を扱っており、情報漏えいの影響は計り知れません。

本市では、情報セキュリティ研修や定期的な順守度チェックなどの対策を推進します。

i) 情報セキュリティ研修の実施

本市では「大田原市情報システム管理運営及び情報セキュリティに関する要綱」により、個人情報など重要情報の取り扱いを定め、情報資産の安全性や機密性を管理しています。また、定期的に情報セキュリティ研修を実施していますが、今後も研修内容の充実等を図り、情報セキュリティに関する意識向上と情報管理を徹底します。

【実施スケジュール】

	平成２５年度		平成２６年度		平成２７年度		平成２８年度	
	上期	下期	上期	下期	上期	下期	上期	下期
実施内容	テーマ決定	研修実施 テーマ決定	研修実施	テーマ決定	研修実施	テーマ決定	研修実施	テーマ決定

ii) 情報セキュリティマネジメントシステムの構築

庁内の情報セキュリティの継続的な改善を実現するための体制（情報セキュリティマネジメントシステム）を構築します。

具体的には、情報セキュリティの順守度チェックを定期的実施し、その結果に基づき課題の洗い出しや改善を実施します。また、必要に応じて「大田原市情報システム管理運営及び情報セキュリティに関する要綱」の見直しを実施します。

【実施スケジュール】

	平成２５年度		平成２６年度		平成２７年度		平成２８年度	
	上期	下期	上期	下期	上期	下期	上期	下期
実施内容	—	—	庁内情報セキュリティの調査	ルール策定	チェック実施	チェック実施	チェック実施	チェック実施

iii) 外部記憶媒体の使用におけるセキュリティの確保

ＵＳＢメモリなどの外部記憶媒体は、庁内で利用されているほとんどの端末で利用可能なため、外部とのデータの受け渡しなどで活用されています。一方、外部記憶媒体の使用には、紛失による情報漏えいやウィルス感染等の危険が伴います。

許可された特定の外部記憶媒体以外は利用できないようにするなど、外部記憶媒体の安全な利用に向けて調査を進めます。

【実施スケジュール】

	平成 25 年度		平成 26 年度		平成 27 年度		平成 28 年度	
	上期	下期	上期	下期	上期	下期	上期	下期
実施内容	—	—	—	—	外部記憶媒体 利用ルールの検討		利用ルールの運用	

⑥ 内部統制の強化

情報化の進展とともに多くの情報システムが導入・運用され、業務効率化等に大きな成果を上げています。今後は、より効果的な情報システムの利活用を目指し、全庁的な管理の仕組みと調達プロセスを見直します。

i) 情報システム管理体制の強化

庁内には多くの情報システムが導入されていますが、それらを活用して市民サービスの向上や業務効率化を実現するためには、全庁横断的に情報システムを管理する体制や高度な知識を持った人材が必要です。

情報管理部門を中心とした全庁的な情報システム管理体制を確立し、安全・安定稼働しているか組織的にチェックすることで、システム利用の適正化や安定運用を目指します。

また、システム開発業者によるパッケージシステムの導入が一般的となる中、その補完や一層の効率化のため職員が作成したツール（EUC※ツール）を利用することが増えています。EUCツールは業務効率化などの効果が高いため、その導入基準や導入後のメンテナンスルール等を確立し、効果的な活用を目指します。

【実施スケジュール】

	平成 25 年度		平成 26 年度		平成 27 年度		平成 28 年度	
	上期	下期	上期	下期	上期	下期	上期	下期
実施内容	—	—	情報システム 管理体制の構築		EUCツール管理に関する人材育成			
	—	—	EUC ツールの 調査	メンテナ ンスルールの 策定	ルールの運用			

ii) 情報システム調達ガイドラインの策定

情報システム管理体制強化の一環として、調達ガイドラインを策定します。

調達ガイドラインでは、調達プロセス（企画、事前評価、調達、開発、運用、事後評価など）全体の整理と体制、調達方式、ドキュメント等をルール化することで、情報システムの導入における、コスト削減や競争性、透明性の確保を実現するとともに、調達の適正化を図ります。

【実施スケジュール】

	平成 25 年度		平成 26 年度		平成 27 年度		平成 28 年度	
	上期	下期	上期	下期	上期	下期	上期	下期
実施内容	—	—	調達ガイドラインの策定		調達ガイドラインを適用した調達の実施			

第4章 計画の推進

1. 推進体制

本市では、情報化施策の全庁的な調整や円滑な推進、及び情報セキュリティ確保のため、副市長を委員長とした「大田原市情報化推進委員会」（以下、情報化推進委員会という。）を設置しています。本計画の推進における情報化推進委員会の役割は、計画の承認や各施策への助言等を全庁的な視点で行うことです。

情報化推進委員会の活動を補佐するため、情報政策課が事務局を担当します。情報政策課は、施策の実施や年度ごとの進捗状況管理・評価を行うに当たって各部署の中心となって取りまとめを行うなど、地域情報化の推進に努めます。

情報化施策を推進し、市民サービスや業務効率化を目指す際には、どのように無駄を省き低コストで実施するかが課題となります。情報化に関する方針の策定や、効率の良い情報システムの調達を進めるためには、ＩＣＴやシステム開発に関する専門的な知識・経験を持った人材からの指導・助言が必要になることが考えられます。必要に応じてアドバイザーを導入することも検討しながら、計画の推進に努めます。

2. 計画の進捗状況の管理

情報化計画に基づく各施策の推進にあたっては、年度ごとの取組内容をまとめた年次計画（ロードマップ）と実施計画を策定し、計画の進行を管理します。

毎年、各施策の成果や進捗状況を評価し、現状の問題点や課題を次年度の計画に反映することで、「Plan（計画）→Do（実行）→Check（分析）→Action（改善）」のPDCAサイクルを確立し、計画の実効性を担保します。

なお、社会経済情勢の急激な変化、急速な技術進歩や財政状況、国や県の動向などを見極めながら、必要に応じて計画内容の変更を検討します。

第5章 資料編

1. 大田原市情報化推進委員会設置要領

(平成14年6月28日)

(設置)

第1条 情報化施策の全庁的な調整及び円滑な推進並びに情報資産のセキュリティを確保するため、大田原市情報化基本計画に基づき大田原市情報化推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) 情報化計画の推進に関すること。
- (2) 情報システムの導入及び有効活用に関すること。
- (3) 情報化のための調査及び研究に関すること。
- (4) 情報資産のセキュリティの確保に関すること。
- (5) ITヘルパーに関すること。
- (6) その他情報化の推進に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員20名以内をもって組織する。

2 委員長は副市長、副委員長は総合政策部長の職にある者を充て、委員は市職員の中から市長が指名する。

(会議)

第4条 委員会は、委員長が招集し、会議の議長となる。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

3 委員長は、必要に応じて委員会に関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(ITヘルパー)

第5条 庁内の情報化推進の中心的役割を担うため、課、中央公民館及び委員会等事務局（以下「課等」という。）にITヘルパーを置く。

2 ITヘルパーは、当該課等の長が推薦し、委員長が指名する。

3 ITヘルパーの任期は1年とし、再任を妨げない。

4 ITヘルパーは、当該課等において次の役割を担う。

- (1) ハードウェアの軽易な保守に関すること。
- (2) 職員の啓発及び指導に関すること。
- (3) インターネットのホームページで発信する情報の収集及び更新等に関すること。
- (4) その他情報化の推進に関すること。

5 総合政策部情報政策課長は必要に応じてITヘルパーの会議を招集し、会議の議長となり、会議の結果を速やかに委員長に報告するものとする。

(報告)

第6条 委員長は、会議の経過及び結果を速やかに市長に報告するものとする。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、総合政策部情報政策課長において処理する。

(委任)

第8条 この要領に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要領は、平成１４年７月１日から実施する。

附 則（平成１６年３月２３日）

この要領は、平成１６年４月１日から実施する。

附 則（平成１７年９月３０日）

この要領は、平成１７年１０月１日から実施する

附 則（平成１９年３月２８日）

この要領は、平成１９年４月１日から実施する。

附 則（平成２０年３月２８日）

この要領は、平成２０年４月１日から実施する。

附 則（平成２２年４月１日）

この要領は、平成２２年４月１日から実施する。

附 則（平成２３年４月１日）

この要領は、平成２３年４月１日から実施する。

附 則（平成２４年４月１日）

この要領は、平成２４年４月１日から実施する。

2. 用語解説

用語	用語解説	主な掲載ページ
ICT (アイシーティー)	Information and Communication Technology(インフォメーション・アンド・コミュニケーション・テクノロジー)の略。情報通信技術のこと。	P.2
ブロードバンド	光回線、DSL、ケーブルインターネットをはじめとした高速・超高速通信を可能とする回線のこと。	P.2
スマートフォン	従来の携帯電話端末の有する通信機能等に加え、高度な情報処理機能が備わった携帯電話端末のこと。従来の携帯電話端末とは異なり、利用者が使いたいアプリケーションを自由にインストールして利用することができる。 携帯電話の無線ネットワーク(3G回線等)を通じて音声通信網及びパケット通信網に接続して利用するほか、無線LANに接続して利用することもできる。	P.2
タブレット型端末	液晶ディスプレイなどの表示部分にタッチパネルを搭載し、指で操作する板状の携帯情報端末のこと。	P.2
Facebook (フェイスブック)	利用者がメッセージのやり取りや近況の確認などの交流ができる、インターネット上のサービスで、SNSの一種。	P.3
Twitter (ツイッター)	個々のユーザーが「ツイート」(tweet)と呼ばれる140文字以内の「つぶやき」を投稿し、そのユーザーをフォローしているユーザーが閲覧できるサービスのこと。	P.3
SNS (エスエヌエス)	Social Networking Service(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)の略。インターネット上で友人を紹介しあって、個人間の交流を支援するサービス(サイト)。誰でも参加できるものと、友人からの紹介がないと参加できないものがある。 会員は自身のプロフィール、日記、知人・友人関係等を、ネット全体、会員全体、特定のグループ、コミュニティ等を選択の上公開できるほか、SNS 上での知人・友人等の日記、投稿等を閲覧したり、コメントしたり、メッセージを送ったりすることができる。	P.3
地理情報システム(GIS (ジーアイエス))	位置に関する情報を持ったデータを総合的に管理し、加工し、視覚的に表示し、高度な分析や迅速な判断を可能にするシステム。なお、GISは Geographical Information System(ジオグラフィカル・インフォメーション・システム)の略。	P.3

用語	用語解説	主な掲載ページ
クラウドコンピューティング	データサービスやインターネット技術等が、ネットワーク上にあるサーバ群(クラウド(雲))にあり、ユーザーはこれまでのように自分のコンピュータでデータを加工・保存することなく、「どこからでも、必要な時に、必要な機能だけ」利用することができる新しいコンピュータ・ネットワークの利用形態。	P.3
グリーンICT	地球環境に配慮し、ICTを活用したCO2排出量の削減やICT自体の電力消費抑制、CO2排出の抑制などの取組。	P.6
仮想化技術	1台のサーバ上で論理的に複数のサーバを動作させる等、システム構成等を柔軟に変更できる技術のこと。	P.6
ソーシャルメディア	ブログ、SNS、動画共有サイトなど、利用者が情報を発信し、形成していくメディアのこと。利用者同士のつながりを促進する様々な仕掛けが用意されており、互いの関係を視覚的に把握できるのが特徴。	P.9
データセンター	サーバを設置するために、高度な安全性等を確保して設計された専用の建物・施設のこと。 サーバを安定して稼働させるため、無停電電源設備、防火・消火設備、地震対策設備等を備え、IDカード等による入退室管理などでセキュリティが確保されている。	P.10
SaaS (サース)	Software as a Service(ソフトウェア・アズ・ア・サービス)の略。ネットワークを介して、各種アプリケーションソフトウェアの機能を要求に応じて提供すること。	P.11
カスタマイズ	利用者の必要に応じて、アプリケーションの設定や機能に変更を加えること。	P.11
ポータルサイト	ウェブサイトに接続した際に最初にアクセスするウェブページ。分野別に情報を整理しリンク先が表示されている。	P.12
グループウェア	組織内のネットワークを活用して情報共有やコミュニケーションを図るためのソフトウェアのこと。メール、スケジュール、情報共有のための掲示板などの機能が備えられている。	P.14
公衆無線LAN (ラン)	店舗や公共の空間などで提供される、無線LANによるインターネット接続サービスのこと。無線LANはケーブル線の代わりに無線通信を利用してデータの送受信を行うLANシステムのこと。	P.27
CMS (シーエムエス)	Content Management System(コンテンツ・マネジメント・システム)の略。ホームページなどのWebコンテンツの更新・作成などを管理するためのシステムのこと。	P.28

用語	用語解説	主な掲載ページ
ICT-BCP (アイシーティービーシーピー)	BCPは、Business Continuity Plan(ビジネス・コンティニュイティ・プラン)の略で、業務継続計画のこと。ICT-BCPとはICT部門におけるBCPであり、情報通信に係る何らかの障害が発生した場合に重要な業務が中断しないこと又は業務が中断した場合でも目標とした復旧時間内に事業が再開できるようにするための対応策などを定めた包括的な行動計画のこと。	P.30
インターネットバンキング	インターネットを經由して振込・残高照会等、各種銀行手続きを行うサービスで、基本的に24時間いつでも利用できる。	P.39
リテラシー	本来、「識字力＝文字を読み書きする能力」を意味するが、「情報リテラシー」や「ICTリテラシー」のように、その分野における知識、教養、能力を意味することに使われている。	P.41
EUC (イーユーシー)	End User Computing(エンド・ユーザー・コンピューティング)の略。利用者(エンドユーザー)自身が、情報システムからのデータの抽出や、表計算ソフト等でデータの加工、編集をすることで、情報の活用や業務の効率化を図ること。	P.50

発行 平成 25 年 8 月
大田原市

問合せ先 〒324-8641 栃木県大田原市本町 1 丁目 4 番 1 号
大田原市総合政策部情報政策課

Tel 0287-23-8766 Fax 0287-23-8798

E-mail jouhou@city.ohatawara.tochigi.jp

URL <http://www.city.ohatawara.tochigi.jp/>

大田原市地域 I C T 総合推進計画